

2015年7月

IFRS Foundation®

意見募集

体制とその有効性に関する評議員会のレビュー： レビューにあたっての論点

コメント募集期限：2015年11月30日



**体制とその有効性に関する IFRS 財団評議員会のレビュー：
レビューにあたっての論点**

2015 年 7 月

コメント期限：2015 年 11 月 30 日

This document has been issued by the IFRS Foundation and has not been approved by the International Accounting Standards Board (IASB).

Disclaimer: the IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting or refraining from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

International Financial Reporting Standards (including International Accounting Standards and SIC and IFRIC Interpretations), Exposure Drafts and other IASB and/or IFRS Foundation publications are copyright of the IFRS Foundation.

Copyright © 2015 IFRS Foundation®

All rights reserved. No part of this publication may be translated, reprinted, reproduced or used in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The approved text of International Financial Reporting Standards and other IASB publications is that published by the IASB in the English language. Copies may be obtained from the IFRS Foundation. Please address publications and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,
30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/the IFRS for SMEs logo/‘Hexagon Device’, ‘IFRS Foundation’, ‘IFRS Taxonomy’, ‘eIFRS’, ‘IASB’, ‘IFRS for SMEs’, ‘IAS’, ‘IASs’, ‘IFRIC’, ‘IFRS’, ‘IFRSs’, ‘SIC’, ‘International Accounting Standards’ and ‘International Financial Reporting Standards’ are Trade Marks of the IFRS Foundation.

Further details of the Trade Marks, including details of countries where the Trade Marks are registered or applied for, are available from the Licensor on request.

The IFRS Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number FC023235) with its principal office as above.

**体制とその有効性に関する IFRS 財団評議員会のレビュー：
レビューにあたっての論点**

2015 年 7 月

コメント期限：2015 年 11 月 30 日

この文書はIFRS財団が公表したものであり、国際会計基準審議会（IASB）が承認したものではない。

注意書き：IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控えることによって生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。

国際財務報告基準（国際会計基準並びに SIC 及び IFRIC の解釈指針を含む）、公開草案、及び他の IASB ないしは IFRS 財団の公表物は、IFRS 財団の著作物である。

コピーライト © 2015 IFRS Foundation®

不許複製・禁無断転載：本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団からの書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

国際財務報告基準及び他の IASB 公表物の承認されたテキストは、IASB が英語で公表したものである。コピーは IFRS 財団から入手できる。公表物及び著作権については下記に照会のこと。

IFRS Foundation Publications Department,
30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団ロゴ／IASB ロゴ／IFRS for SMEs ロゴ／‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘IFRS Taxonomy’、‘eIFRS’、‘IASB’、‘IFRS for SMEs’、‘IAS’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘SIC’、‘International Accounting Standards’ 及び ‘International Financial Reporting Standards’ は、IFRS 財団の商標である。

商標についてのより詳細な情報（商標が登録又は適用されている国々の詳細など）は、要求に応じて許諾権者から利用可能である。

IFRS 財団は、米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、主たる事務所を上記に置いて海外会社としてイギリス及びウェールズで活動している（会社番号：FC023235）。

体制とその有効性に関する IFRS 財団評議員会のレビュー： レビューにあたっての論点

目次

イントロダクション及びコメント募集

背景

今回のレビューの背景

主要な戦略目標 1：基準の単一のセットの開発

主要な戦略目標 2：IFRS のグローバルなアドプション

主要な戦略目標 3：適用及び導入の首尾一貫性

主要な戦略目標 4：組織としての IFRS 財団

その他の論点

付録

A 過去のレビューで行われた拡充及び改善の要約

B 主要な戦略目標 1：基準の単一のセットの開発——進捗状況と達成事項

C 主要な戦略目標 2：IFRS のグローバルなアドプション

D 評議員会の権限と職務

E IFRS 諮問会議

IFRS 財団評議員会による体制及び有効性についてのレビュー：

レビューにあたっての論点

イントロダクション及びコメント募集

1. 本ペーパーの目的は、国際財務報告基準（IFRS）財団（以下、「当財団」）の評議員会が当組織の体制及び有効性についての直近のレビューにおいて扱っている論点に関するインプットを募集することである。
2. 評議員会は、本ペーパーに示した提案及び質問についてコメントを求めている。コメント期限（書面での提出とする）は、2015年11月30日である。

背景

3. 当財団の「定款」¹（第17条(c)及び(d)）では、当組織がIFRS財団の全体の体制及びその有効性について5年ごとに見直し（レビュー）を行うことを要求している。同レビューには、グローバルな経済状況の変化に対応して評議員の地理的分布を検討するとともに、見直しの提案をパブリック・コメントに付すために公表することが含まれる。
4. 過去のレビューは、次のようにして行われてきた。
 - (a) 「定款レビュー」（2003年11月に開始、2005年6月に完了）
 - (b) 「戦略レビュー」（2007年に実施）
 - (c) 第2回の「定款レビュー」（2008年2月に開始、2つの部分に分けて実施され、前半（国際会計基準審議会（IASB）の説明責任及び構成に焦点）は2009年1月に完了し、後半は2010年1月に完了）
 - (d) 第2回の「戦略レビュー」（2010年11月に着手、2012年2月に完了）
5. これらのレビューの成果は、当財団のガバナンスと有効性の著しい拡充及び改善につながっている（要約を付録Aに記載）。

今回のレビューの背景

6. 2012年2月に公表した評議員会の第2回の「戦略レビュー」の報告書（「戦略レビュー」報告書）²は、4つの主要な領域に焦点を当てて、当財団の第2の10年間に対する戦略を示している。
 - (1) 当組織の使命（具体的には、当財団の業務が寄与する公益）

¹ IFRS Foundation (2013) *Constitution*（下記で入手可能）

<http://www.ifrs.org/The-organisation/Governance-and-accountability/Constitution/Documents/IFRS-Foundation-Constitution-January-2013.pdf>

² IFRS Foundation (2012) *Report of the Trustees' Strategic Review 2011 – IFRSs as the Global Standards: Setting a Strategy for the Foundation's Second Decade*（下記で入手可能）

<http://www.ifrs.org/About-us/IFRS-Foundation/Oversight/Strategy-Review/Documents/TrusteesStrategicReviewFeb2012.pdf>

- (2) ガバナンス
 - (3) 当財団及び IASB が使用するプロセス及び手続
 - (4) 当組織の資金調達
7. 今回のレビューの準備に際して、評議員会は、「戦略レビュー」報告書に示した戦略を、2015年4月に公表した当財団の「ミッション・ステートメント」³とともにレビューした。評議員会は、2015年から2017年の期間についての「戦略の概要」を作成した。そこでは、当組織の使命を支えるための4つの主要な戦略目標を識別している。
- (1) 公益に資するよう、明確に記述された原則に基づく、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められる財務報告基準の単一のセットを開発すること
 - (2) IFRS のグローバルなアドプションを追求すること
 - (3) IFRS の首尾一貫した適用及び導入をグローバルに支援すること
 - (4) 組織としての IFRS 財団の独立性、安定性及び説明責任を確保すること

今回のレビューにあたっての論点

8. 過去のレビューの多くは「定款レビュー」と呼ばれてきたが、評議員会は、今回のレビューを前述の4つの「戦略の概要」領域の文脈の中で行うことを計画している。このペーパーの残りの部分は、主要な戦略目標と達成事項（特に「戦略レビュー」報告書の公表以降）のそれぞれを検討している。この文書が示すとおり、当財団は多くのことを達成しており、その結果、評議員会は、いくつかの特定の領域に関心を集中させたいと考えている。この協議文書では、次の3つの主な領域について、評議員会がコメント及び質問への回答を求めている。

IFRS の有用性

- (a) IASB が、当組織の現在の焦点のほかに、対象とする企業の種類又は報告の種類の内いずれかについて業務を拡大すべきかどうかを検討すること（第12項から第28項）
- (b) IFRS タクソノミに関する当財団の戦略について意見を求めること（第29項から第34項）
- (c) テクノロジーの進展が IFRS の有用性の維持に与える影響を考慮すること（第35項から第39項）

IFRS の首尾一貫した適用

- (d) 当財団が IFRS の首尾一貫した適用を支援するために適切な行動を取っているかどうか及びこの点についてさらにできることやすべきことが他にあるかどうかを検討すること（第43項から第65項）

IFRS 財団のガバナンス及び資金調達

- (e) 当財団の現在のガバナンス構造（3層構造が機能しているかを含む）を検討すること（第69項から第77項）
- (f) 評議員の地理的分布、専門家としての経歴に関し適切なバランスを確保する方法及び任期

³ Mission Statement (April 2015) は、<http://www.ifrs.org/About-us/Pages/IFRS-Foundation-and-IASB.aspx> でアクセスできる。

に関する定款の規定を見直すこと（第 78 項から第 85 項）

- (g) 定款に定められた構造及び有効性のレビューの焦点及び頻度を検討すること（第 86 項）
- (h) IASB に関する定款の規定を見直すこと（審議会の最適なメンバー数、地理的分布、常勤メンバーと非常勤メンバーのバランス、専門家としての経歴に関するバランス、任期など）（第 87 項から第 94 項）
- (i) 当財団の資金調達モデル及びその機能をどのようにして強化できるかについて意見を求めること（第 96 項から第 102 項）

9. ただし、これまでに行われたレビューの回数（特に直近の「戦略レビュー」）を踏まえると、評議員会は、当財団のすべての側面を協議の対象として取り上げる必要はないと考えている。特に、評議員会は、次の領域について検討対象とする必要はないと考えている。

- (a) 当財団の主要な目的（下記のとおり、高品質で国際的に認められる基準の単一のセットの開発）及びその目的を支えるためのプロセスと手続（IASB のデュー・プロセスを含む。）。これは 2012 年の大規模なレビューの主題であった（第 10 項から第 11 項）。
- (b) 当財団と IASB が、IFRS のアドプションという長期的目標へのコミットメントを支えるために行っていること（第 40 項から第 42 項）
- (c) 諮問会議の運営と機能（第 95 項）

主要な戦略目標 1：基準の単一のセットの開発

10. 高品質で国際的に認められる財務報告基準の単一のセットの開発という目的を支援するため、「戦略の概要」はいくつかの副次的な戦略目標を次のように示している。

- (a) IFRS の開発、モニター及び維持管理
- (b) IFRS が公益に寄与することを確保すること
- (c) 最善の専門の実務が基準設定に組み込まれることを確保すること
- (d) 強固なデュー・プロセス（透明性、十分かつ公正な協議及び説明責任の原則に基づく。）を通じて IFRS が高い品質である旨を確保すること
- (e) IFRS の有用性がより幅広い企業報告及び他の報告の発展に対応して維持されることを確保すること

11. 当財団と IASB は、これらの副次的な戦略目標を支えるためのいくつかの主要なプロセス及び手続を整備し拡充してきた。これは「戦略レビュー」における重要な焦点であった。これらは付録 B で詳細を示しているが、IASB による 3 年ごとのアジェンダ・コンサルテーションの導入、当組織のデュー・プロセスの大幅な拡充、調査研究及び「財務報告における投資者」プログラムの導入、IASB がフィールド・テスト及び影響分析をデュー・プロセスにより一層組み込んだことなどが含まれている。付録 B に示されている内容に照らして、評議員会は、当財団と IASB のこれらのプロセス及び手続は、第 10 項(a)から(d)で言及した 4 つの目標に関して、依然として適切であると考えている。したがって、評議員会は、この段階では（IASB の正式のデュ

一・プロセス⁴も含めて) 何も変更を提案していない。ただし、評議員会は、これらの論点を動向に照らして引き続きモニターしていくつもりである。

IFRS の有用性が維持されることの確保

12. 財務報告及びより幅広い企業報告は引き続き急速に発展しており、利害関係者から、当財団と IASB が、IASB の業務の範囲を拡張して他の種類の企業や他の目的のための基準を開発するようすべきかどうかを検討することを求める要望が引き続きある。
13. これまで、IASB は、業務の重点を、民間セクターの営利企業（特に公的説明責任⁵を有する企業）のための基準の開発に置いてきたが、中小規模の企業（SMEs）のための基準の開発も行ってきた。「戦略レビュー」報告書は、必要な資源の要求を考慮に入れて、当財団が後日において他の目的及び他の企業のための基準の開発を検討するであろう旨を強調した。当該報告書において、評議員会は、この現在のレビューが IFRS の範囲の拡張を検討するための適時な機会を提供するであろうことに留意した。この文書において、評議員会は、IFRS の有用性が維持されることを確保するという文脈の中で、これらの論点を検討し、意見を求めている。
14. さらに、多くの利害関係者が、IFRS 諮問会議とともに、テクノロジーの進展の中で IFRS が依然として有用であることを IASB が引き続き確保することが必要である旨を強調した。

差別化された報告：SMEs

15. IASB はすでに、SMEs について差別化された財務報告の要求事項を設けることの有用性を認めている。2009 年に、IASB は SMEs のための国際財務報告基準 (IFRS for SMEs) を公表した。IFRS for SMEs の開発を決定する際に、IASB は、定款に示されている当財団の主要な目的は「公益に資するよう、明確に記述された原則に基づく、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められる財務報告基準の単一のセットを開発すること」であるが、定款には「必要に応じて、さまざまな経済環境における広範囲な規模及び種類の事業体のニーズを考慮すること」という、もう 1 つの目的が定められていることに留意した。これらの 2 つの目的を併せて考慮するにあたり、IASB は、「単一のセット」への言及は、同様の状況にあるすべての企業が国際的に同一の基準に従うべきであることを意味するが、状況は企業の種類及び規模に応じて異なる可能性があるとして述べた⁶。これは、IASB が SMEs について別個の報告の枠組みを開発する論拠を説明しているものである。
16. IFRS for SMEs を開発する際に、IASB は、当該基準は公的な説明責任を有していない企業による使用を意図したものであると結論を下した。企業は、その負債性金融商品又は資本性金融商品が公開市場で取引されている場合、あるいは、主要事業の 1 つとして外部者の広範なグループの受託者として資産を保持している場合には、公的な説明責任を有している。IASB は、SMEs を定量化された規模の規準を参照して定義することは適切ではないであろうと判断した。これは、多数の国々及び業界を超えて適用可能となるような定量化された規模テストを開発することは実現可能ではないと IASB が考えているからである。
17. IASB は最近、IFRS for SMEs の包括的な見直しを完了した。この見直しの一環として、IASB

⁴ これを書いている時点で、IASB は IFRS タクソノミの更新についての改訂したデュー・プロセスの試行を行っている。これにより変更が生じる可能性があるが、この段階では、基準（基準の修正を含む）及び解釈指針の開発についてのデュー・プロセスの変更は予想されていない。

⁵ IFRS for SMEs (2009) の 1.3 項で、企業の負債性金融商品又は資本性金融商品が公開市場で取引されているか、あるいは、主要事業の 1 つとして外部者の広範なグループの受託者として資産を保持している企業として定義されている。

⁶ IFRS for SMEs、結論の根拠、BC42 項

は、当該基準の適用を公的な説明責任を有する企業の一部又は全部にも拡大すべきかどうかを検討した。IASB は、特に 2 つの相互に関連した理由に留意して、適用範囲の拡大はすべきではないという結論を下した。

(a) IFRS for SME の適用範囲を公的な説明責任を有する企業の一部又は全部を含めるように広げる場合、IFRS for SMEs をより幅広いグループに対応するように変更するよう求める圧力を生じるおそれがあり、これは当該基準の複雑性を増大させることになること。他の利害関係者が提起するかもしれない懸念は除外するとしても、IASB は、自らの審議の中で、IFRS for SMEs に基づいて作成される財務諸表の部分集合の一般利用者の存在を無視することは、不可能ではないにしても、困難であろうことに留意した。

(b) IFRS for SMEs が不適切に使用されることに関連した特有のリスクがあること。IASB は、仮に公的な説明責任を有する企業に IFRS for SMEs の使用を認めて、それが意図された利用者グループではないことの結果として、当該企業が質と有用性が不十分な財務諸表を作成することとなった場合には、IFRS のブランドの下で作成された財務諸表の部分集合が、根本的にその目的に適合しないという結果となることに留意した。これは、IFRS の要求事項を適用して作成された場合であっても、財務諸表の一部が当財団の目的を満たさないという結果を生じることになるであろう。

18. SMEs による財務報告についての IASB の長年の立場と、上述の IFRS for SMEs の包括的な見直しの完了を考慮して、評議員会は、この論点を今回のレビューの一部として再び検討することは計画していない。それでも、この論点は、2015 年 2 月の欧州委員会によるグリーン・ペーパー「資本市場同盟 (CMU) の構築」⁷の公表を考えると、依然として今日的な関心事である。このグリーン・ペーパーは、規制対象外の特定の取引所 (多角的取引システム、MTFs) に上場している SMEs について、「共通の EU レベルの会計基準を設けることに価値がある」かどうかについて質問している。当財団は、グリーン・ペーパーに対する回答書⁸を提出している。同回答書は、公的な説明責任に基づく差別化についての現在の IASB の考え方を示しつつ、CMU の開発が財務報告に及ぼす影響についてさらに検討する際に、欧州委員会及び世界中の他の関係者 (財務諸表利用者を含む。) と協力する意思があることを表明したものである。評議員会は、当財団と IASB がこの論点について追加的な作業を行う場合には、その文脈の中で (今回のレビューの一部としてではなく) 進めるべきであると提案している。

範囲 : IASB は他の企業のための基準を開発すべきか

19. 公共セクター及び非営利セクターのための国際的に首尾一貫した基準への需要が引き続き存在する。

20. 公共セクターに関しては、すでに国際公会計基準 (IPSASs) が存在している。これを開発しているのは国際公会計基準審議会 (IPSASB) で、国際会計士連盟 (IFAC) の後援を受けた独立の基準設定団体である。発生主義会計に基づく財務報告を扱っている IPSASs は、IFRS の基準の要求事項が公共セクターに適用可能な場合には IFRS を基礎としている。当財団 (及びモニタリング・ボード) の役割に IPSASB のガバナンスに関する事項も含めるように拡大すべきかどうかという論点は、2014 年に評議員会が検討した。この検討は IPSASB ガバナンス・レビュー・グループ (GRG) ⁹が 2014 年 1 月に公表した協議文書に対応したものである。当財団が 2014

⁷ European Commission (2015) Green Paper Building a Capital Market Union (COM(2015)63)

http://ec.europa.eu/finance/consultations/2015/capital-markets-union/docs/green-paper_en.pdf で入手可能

⁸ この回答書は、<http://www.ifrs.org/Alerts/Governance/Pages/IFRS-response-CMU-May-2015.aspx> でアクセスできる。

⁹ IPSASB ガバナンス・レビュー・グループは、2013 年に設置された。IPSASs 及び他の公表文書の設定に関する現在の

年4月29日に提出した回答書¹⁰では、公共セクターのための国際基準を開発することの重要性を認めつつ、少なくとも短期的及び中期的には、当財団とモニタリング・ボードがIPSASBに対する責任を引き受けることは実現可能ではないであろうという評議員会の考えを示した。その代わりに、当財団は、信用できる実務的かつ永続性のある解決策は、IPSASBが引き続きIFACの後援を得つつも、別個のモニタリング及び監督の機関に服することであると提案した。

21. GRGは2014年10月に協議に対する回答の要約を公表したが、これにより、回答者の約4分の3が同様の選好を表明していたことが明らかになった。2015年3月に、GRCは提言¹¹を公表し、これには、IPSASBは引き続きIFACの後援を受けて運営すべきである旨が含まれていた。監督に関して、GRGは、IPSASBの基準設定活動において公益を増進するために¹²、単一のガバナンス機関としてIFACから独立した公益委員会の設置を提言した。これらの進展を踏まえ、評議員会は、今回のレビューの一部として、IASBの範囲を公共セクターのための財務報告基準を含めるように拡大する可能性をさらに検討することは意図していない。しかし、IASBは、IPSASBとの現在の連携の取決めを継続するであろう。
22. 国際的にIASBやIPSASBに相当するものがない民間の非営利セクターには、やや異なる考慮が適用される。非営利セクターのための国際基準の開発を求める要望がある。例えば、2014年2月に、英国の会計士団体協議委員会(CCAB)が報告書「非営利セクターの国際財務報告」を公表した¹³。これは非営利セクターのための国際基準の開発に対する需要を示している。評議員会は、非営利団体のための透明性のある財務報告の要求事項の必要性を引き続き強く支持する。当該セクターのための基準の作成を求める需要があり、それを行う国際的な基準設定主体がないことから、評議員会は、当組織の任務の範囲を拡張して非営利団体を含めるようにすべきかどうかについての意見を歓迎する。この論点の検討には、そうすることによる帰結を考慮に入れることが必要となる。これには、当組織の目的、IASBのアジェンダ（これについてはまもなく別個の協議が開始される）及びこの作業を行うために利用可能な資源に対する影響が含まれる。

Q1 上述の帰結を考慮したうえで、現在の当組織の基準開発の焦点の外（特に、民間の非営利セクター）にIASBが任務を拡大すべきかどうかについて、どのように考えるか。

範囲：財務業績の境界とは何か

23. 大きな論争の焦点となっているもう1つの論点は、非IFRS情報の報告及び特に一部で代替的業績指標(APMs)と呼ばれているものの報告に関するものである。
24. 非IFRS情報に関する議論は、単にAPMsを対象とするよりも幅広く、情報が財務諸表に属するのか他の報告書に属するのかも焦点となる可能性がある。財務諸表に含めるべき情報の範囲に関する決定は、情報が監査されるかどうかや、企業の一般目的財務報告書のパッケージの中のどこに情報を置くかに影響を与える可能性がある。

ガバナンス及び監督の取決めを評価し、それらの構造及びプロセスを強化するための提言を行うためである。当該グループは、国際通貨基金(IMF)、世界銀行及び経済協力開発機構(OECD)の代表者が共同で議長を務めている。

¹⁰ この回答書は下記でアクセスできる。

<http://www.ifrs.org/Alerts/Governance/Pages/Response-to-IPSASB-public-consultation-Governance-Review-April-2014.aspx>

¹¹ GRGの提言は、<http://www.oecd.org/gov/budgeting/IPSASB-Governance-Review-Group-Recommendations.pdf>でアクセスできる。

¹² GRGは、公益委員会のメンバーに、IMF、OECD、世界銀行及びINTOSAIからの個人（ただし、これらに限らない）を含めるべきであると提案した。

¹³ CCAB報告書は、<http://www.ccab.org.uk/documents/IFRNPO-FullReport-Final-07022014.pdf>でアクセスできる。

25. 一部の利害関係者は、こうした報告の増大を、IFRSの有用性に対するリスクとして、あるいは現状のIFRSの一式だけでは企業が自らの「真の」財務業績及び財政状態と見ているものを報告する手段を提供できていないことを反映するものとして見ている。評議員会は、IASBと同様に、IFRSを用いて作成した財務諸表は企業の財務業績及び財政状態の適正な表示を提供するという推定から出発する。ただし、一部の利害関係者が有している懸念を承知しつつ、評議員会はこれをIASBの権限内の技術的論点と考えている。評議員会は、これはIASBがすでに取り組んでいる（特に開示に関する取組み¹⁴の文脈の中で）論点であることに留意している。評議員会は、定款に基づいてIASBのアジェンダを検討する任務があるが、アジェンダを決定することはできず、この領域での追加的な作業の提案は、今回のレビューの一部としてではなく、IASBの現在のアジェンダ・コンサルテーションの文脈の中で検討すべきである。これには、特にIASBの業務の範囲と証券規制当局の業務の範囲との間のどこに境界線を設けるべきかについてのIASBによる検討が含まれる。

範囲：より幅広い企業報告

26. より幅広い企業報告において引き続き進展があり、最も目立っているのが統合報告<IR>の領域におけるもので、これは国際統合報告評議会（IIRC）が「統合思考を基礎とし、組織の、長期的にわたる価値創造に関する定期的な統合報告書と、これに関連する価値創造の側面についてのコミュニケーションにつながるプロセス」と定義しているものである。IIRCは、「国際統合報告フレームワーク」を開発し、2013年12月に公表している。その目的は、統合報告書の全般的な内容を統括する指導原則及び内容要素を規定し、それらの基礎となる概念を説明することである。統合報告は現在「ホット・トピック」となっており、財務報告に関する議論においてますます言及されるようになってきている。例えば、B20（G20の政府に助言するビジネス・フォーラム）から委託された報告書の中で、6大国際会計ネットワーク¹⁵は、統合報告を、企業報告の長期投資に対する貢献度を高める重要な革新として支持している。
27. IFRS財団は、国際統合報告フレームワークの開発において役割を果たしてきた。特に、IASBの議長がIIRC評議会のメンバーとなっていることと、財団スタッフがIIRCワーキング・グループ及びテクニカル・タスクフォースに関与していることを通じてである。この参画は、当財団とIIRCとの間の覚書（MoU）の文脈の中で行われており、その覚書は、当初2013年2月に署名され、2014年12月に改訂更新された。
28. 評議員会は、当財団とIASBがこのような開発に参加することは重要であると考えているが、当組織の現行の協力の形態の方が、IASBが業務の範囲を伝統的な財務報告の境界線の外に広げるよりも、適切なアプローチであると引き続き考えている。IIRCのほか、MoUを国際アクチュアリー会（IAA）、国際会計士連盟（IFAC）及び国際評価基準委員会（IVSC）と締結している。IASBは、企業報告ダイアログ（CRD）にも参加しており、これは国際的な影響力を有する基準やフレームワークを公表する団体のフォーラムで、IIRCが招集しているものである。CRDを通じて、IASBは、持続可能性報告の全部又は一部の側面を扱っている各団体と接触している。グローバル・リポーティング・イニシアティブ（GRI）、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（CDP）、気候変動情報開示基準審議会（CDSB）などである。評議員会の考えでは、IASBは引き続きCRDの積極的な参加者となるべきであり、それによりIASBが企業報告

¹⁴ 例えば、IASBが2015年2月の会議で検討した、開示に関する取組みについてのアジェンダ・ペーパー11から11D参照（<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IASB-Meeting-February-2015.aspx>）。

¹⁵ B20報告書「インフラストラクチャーに対する投資の開放」（下記で入手可能）

<http://www.kpmg.com/Global/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Press-releases/Documents/unlocking-investment-in-infrastructure.pdf>

の全範囲にわたる動向を十分に知っている状態を維持するとともに、適切な場合には、その範囲の中で IFRS の有用性を維持するための方策を取ることが確保される。この見解に至る際に、評議員会は、諮問会議が 2014 年 10 月の会議で示した見解を考慮に入れた。その見解とは、IASB はこうした議論の最前線にとどまるべきであるというものであり、これは、そうした議論が IASB の業務の将来の有用性を確保するうえで非常に重要であるからである¹⁶。

Q2 IASB が上述のような協力を通じてより幅広い企業報告における進展に積極的な役割を果たすべきであるという提案に同意するか。

構造化されたデジタル報告における IFRS の有用性：IFRS タクソノミ

29. 一般目的財務報告の利用者がすべて、当該報告書における情報に同じ方法でアクセスしたり加工したりするわけではない。一部の投資家やアナリストは、情報を経営者がどのように表示しているのかに焦点を当てる。これは IASB の財務諸表表示及び開示に関する取組みのプロジェクトに対する支持に反映されている。他方、一般目的財務報告書の中のデータの方に焦点を当てて、報告書から自分のモデルで使用するデータを抽出するか又はデータにアクセスするためにデータ集約サービスを使用する投資家やアナリストもいる。IFRS は、一般目的財務報告書において報告すべき取引及び他の経済現象の実質及び内容を扱っている。IASB の専門性は、取引及び経済現象の分類、測定及び表示を一般目的財務報告書の中でどのように行うべきかの決定にある。IASB は、さまざまな種類の利用者のニーズと一般目的財務報告書の用途の理解に焦点を当て、これらを念頭に基準を設定する。
30. IASB の基準は、企業が一般目的財務報告書（印刷であれ電子書式であれ）を作成することを要求されていることに基づいて開発されており、電子書式は、PDF 版から、構造化されたデータ書式を使用して「タグ付け」（コンピュータで読取可能な、具体的な項目を識別するコードで）されたものまでの範囲にわたる。IASB が IFRS タクソノミを作成している理由の 1 つは、構造化された書式での IFRS の正確なデジタル表現（すなわち、タグ付けされ構造化された情報）を支援することにより、検索及び分析の助けとなることである。
31. 当財団は、デジタル世界における自らの使命を支援するために、IFRS タクソノミを自ら開発し維持管理することが重要と考えている。個々の法域又は何らかの他の団体が、複数のタクソノミを開発するとした場合、比較可能性が達成されず、他者の開発した電子的基準が IFRS ブランドを損なうリスクがある。
32. 2013 年中に、当組織は戦略的重点の変更に着手し、タクソノミ自体に重点を置くこととし、タクソノミを表現し閲覧するために使用されるコンピュータ言語（XBRL）の開発は、より適切な専門性を有する他者に委ねることとした。これは、IFRS タクソノミを基準設定のプロセスに統合するという「戦略レビュー」報告書における評議員会の提言に沿ったものである。この提言を行う際に、評議員会は、タクソノミの考慮が基準設定プロセスに影響すべきではないことの重要性を強調したが、IASB が品質保証プロセスに一定レベルの関与をすることを求めた。明確に記述された原則に基づく基準の開発の文脈の中で、評議員会は、IASB が新基準の文案を作成する際に、首尾一貫したタクソノミに容易に翻訳できる言語の必要性を考慮に入れることも求めた。その結果として、当財団の目標は、IFRS タクソノミを、デジタル報告書の中で IFRS 財務情報をタグ付けして分かりやすく構造化するための国際的に合意された標準として認識させることに焦点を当てるようになっている。

¹⁶ 「2014 年 10 月の諮問会議における IFRS 諮問会議議長の評議員会及び IASB への公開報告書」参照。
<http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/Advisory%20Council/2014/October/AC-report-October-2014.pdf>

33. 多くの法域における規制機関は、電子的保管庫を通じて一般目的財務報告書へのアクセスを改善するための方策を取ったか又は取ることを計画している（ただし、取られたアプローチは多様なままであり、したがって不整合なままである）。例えば、米国の証券取引委員会（SEC）は、すべての米国国内発行者に、XBRL を使用して電子的にタグ付けされた版の財務諸表をファイリングすることを要求している。オーストラリア、日本、韓国及び多くの南米諸国の規制機関は、同様の要求事項又は選択肢を有している。EU では、透明性指令で 2020 年から財務諸表の電子ファイリングを要求している。世界の他の国々では、デジタル報告の進展はこれよりも遅い。
34. 電子ファイリングの現状とそれが向かっている全般的方向の両方を理解するために、当財団のタクソノミ・チームは、IFRS 財務諸表のファイリングと配布に関する各法域における現在の要求事項のプロファイルを作成中である。このプロファイルには、電子ファイリングの取組みに関する情報（特に、ファイリングが構造化データを使用しているかどうか）が含まれることになる。

Q3 IFRS タクソノミについての当財団の戦略に同意するか。

Q4 投資者及び他の利用者に対する一般目的財務報告書へのデジタル・アクセスを改善するための規制当局の取組みを、IASB がどのようにして最も適切に支援することができるか。

テクノロジーのより幅広い発展の中での IFRS の有用性

35. 当財団は、一般目的財務報告の電子的な伝達を支援するために講じてきた方策は適切なものであり、IASB をこの点で強固な地位に置いたと考えている。しかし、テクノロジーは急速に変化する可能性があり、IASB の活動の多くの側面（投資者及び他の利用者が財務情報にアクセスし加工するさまざまな方法を含む。）に影響を与える可能性がある。当財団は、テクノロジーの変化の影響を予測しそれに適合できるようにする必要があることを意識している。
36. 前述のように、IFRS 諮問会議は、テクノロジーの進展の中で IFRS の有用性が維持されることを当組織が確保することが重要であることを強調した。テクノロジーは、一般目的財務報告書における情報が投資者及び他の利用者にとってどのように伝達されるのかや、彼らとその情報にどのようにアクセスして加工するのかを変化させる可能性がある。
37. テクノロジーにより、企業が、財務報告書における情報を革新的な方法で伝達できるようになる可能性がある（すなわち、情報が伝達される方法を拡大する可能性がある。）。テクノロジーにより、利用者が、より大きく複雑なますます非構造化されたデータ・セットを検索して加工できるようになる可能性もある。これは、ツールが進化していて、他者による財務データの利用を IASB がどのように支援すべきかについて考えるためのより効果的な方法があることを示唆しているのかどうかを IASB を評価する必要があることを意味する。IFRS タクソノミは、引き続き、構造化されたデータの利用者を支援するための最善の方法であり続ける可能性が高いが、構造化されたデータと非構造化されたデータの両方に関するより新しいツール及び方法の一部については、他のアプローチの方が適切かもしれない。これらのより新しいツール及び方法の一部は、基準設定プロセスを支援するためにも使用できる可能性があり、IASB が基準を書く方法に影響を与えるかもしれない。
38. 当財団は専門家のネットワークを構築することを検討している。変化を続けるテクノロジーをモニターし評価する方法や、当財団、IASB 又はその両方がそうした変化にどのように対応（また、適切な場合には、活用）すべきかについての助言を得るためである。

39. 当財団は、テクノロジーがどのように変化しているのかや、IASBによるIFRSタクソノミの開発とファイリングに関する作業がそうした変化にどのように対応すべきかに関する若干の調査研究を行うことを計画している。それと関連して、評議員会は、より一般的に、財務情報がどのようにして共有されアクセスされるのかにテクノロジーがどのように影響を与える可能性があるのかを検討することが重要と考えている。当財団の思考は初期段階にあり、評議員会は、これらの論点についての利害関係者からの意見及びコメント（これらの論点が、IASBが基準を書く方法にどのように影響を与えるのかの検討を含む。）を歓迎する。
- Q5 IFRSの有用性を維持することのできるような方法で、テクノロジーの変化がIASBの思考に織り込まれるようにするために、IASBが講ずるべき他の方策があるかどうかについて、何か意見又はコメントがあるか。**

主要な戦略目標 2：IFRSのグローバルなアドプション

40. 「戦略レビュー」報告書において、評議員会は、当財団が次のことを行うべきだと提言した。
- (a) IASBが開発したIFRSのグローバルなアドプション（その全体を、修正なしで）という長期的目標に対するコミットメントを維持する。
 - (b) IFRSのアドプションの状況の十分な開示を図る（特に、そのアドプションが不完全である場合又はIASBが公表したIFRSの完全なセットからの乖離がある場合、及び法域がIFRSを完全に採用せずにIFRSへの準拠を主張している場合）
41. 「戦略の概要」は、IFRSのグローバルなアドプションという長期的目標へのコミットメントを維持しており、次のような5つの副次的な戦略目標を示している。
- (a) IFRSのアドプションを促進し支援する。
 - (b) 既存の採用企業との関係を維持し、新規のIFRSのエンドースメントを促進する。
 - (c) 将来のアドプションを容易にするためのコンバージェンス活動を追求する。
 - (d) グローバル基準の単一のセットのアドプションという使命に対する国際的な支援を促進する。
 - (e) 知的財産（IP）の契約上の取決めを通じてIFRSブランドの高品質を保護しつつ、IFRSのグローバルな使用を促進する。
42. 当財団とIASBがこれらの副次的な戦略目標を支援するために整備している活動及び手続を、付録Cに要約している。評議員会は、これらはIFRSのグローバルなアドプションという主要な戦略目標を追求するうえでの適切かつ効果的な手段であると考えており、したがって、評議員会は、今回のレビューの一部として変更を行うことを提案していない。

主要な戦略目標 3：適用及び導入の首尾一貫性

43. 前述のように、当財団の目的には、IFRSの利用及び厳格な適用の促進が含まれている。「戦略レビュー」報告書において、評議員会は、IFRSが国際的に首尾一貫して適用されることを確保する助けとなることに当組織が関心を有していることに留意し、とりわけ、IASBが当該目的を追求するために証券規制当局と協働すべきであると提言した。

44. IFRS の首尾一貫した適用は、2015 年から 2017 年の期間についての「戦略の概要」における主要な戦略目標の 3 番目であり、2 つの副次的目標は次のとおりである。
- (a) IFRS の原則ベースの性質を考慮しつつ、適時性があり、より敏速に対応する解釈指針プロセスを開発する。
 - (b) IFRS 採用企業に適用上の支援を提供する。
45. 「戦略レビュー」報告書は、当財団が IFRS の首尾一貫した適用を確保する助けとなるために追求すべき広範な行動をより詳細に示していた。
- IASB は、基準設定主体として、明確で理解可能で強制力のある基準を公表すべきである。
 - IASB は、基準について、基準設定における原則ベースのアプローチと整合的なガイダンスを提供する。
 - IASB は、国境を越えた実務の不統一がどこで生じているのかを識別するために、証券規制当局、監査規制機関、基準設定主体、会計基準設定に関与している地域団体、会計団体及び他の利害関係者のネットワークと協働する。実務の不統一が基準の改善又は解釈指針を通じて解決できる場合には、IASB 又は IFRS 解釈指針委員会は適切に行動する。
 - IASB は、関連する当局と協働して、IFRS が修正されている法域を識別するとともに、法域レベルでの修正についての透明な報告を推奨する。
 - IFRS 財団は、この目的を達成するために、関連する当局の支援を求める。
 - IFRS 解釈指針委員会の活動の範囲を見直して拡充し、基準設定に対する原則ベースのアプローチへのコミットメントを損なわずに、解釈の首尾一貫性を確保する。
 - IFRS 財団は、教育及びコンテンツのサービスを通じて、首尾一貫した適用の促進を目的とした活動を行うべきである。
 - 合意された方法論を使用して、適用上の論点の識別に役立てるために適用後レビューを実施する。

明確で理解可能な強制力のある基準

46. 「デュー・プロセス・ハンドブック」は、IASB が基準又は解釈指針の公表を最終確定する際に、明確で理解可能で強制可能であることを確保するために従う手続を示している¹⁷。評議員会は、これらの手続は適切であると考えている。
47. IFRS をアドプションする際には、多くの法域で基準を英語から他の言語に翻訳することが必要となる。「戦略レビュー」報告書において、評議員会はこのことを認識し、新基準の文案を作成する際に、IASB は外国語に容易に翻訳可能な文言の必要性を考慮に入れるべきであると提言した。当財団には「正式の IFRS 翻訳プロセス」¹⁸があり、これは原文である英語の意味を正確に

¹⁷ 特に、「デュー・プロセス・ハンドブック」の書面投票（IASB メンバーが文書の公表に同意する正式のプロセス）を扱ったセクション（3.22 項から 3.30 項）及び「外部レビュー用のドラフト」（その文書のドラフトは、編集上の「致命的欠陥の有無」についてのレビューのために回覧され、それにより外部のレビュアーは、文書が明確であり、かつ、IASB が行った技術的決定を反映しているのかどうかに関するフィードバックを求められる）に対する外部のインプットを求めるセクション（3.31 項から 3.33 項）

¹⁸ IFRS Foundation (2013) *Translation, Adoption and Copyright Policy*（下記で入手可能）。

<http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Adoption-and-copyright/Documents/Translation-Adoption-Copyright-Policy-August-2013.pdf>.

反映する高品質の翻訳を作成するように設計されている。

基準設定に対する原則ベースのアプローチと統合的なガイダンス

48. 「戦略レビュー」報告書における提言に沿って、基準における原則を首尾一貫した方法で理解し適用するために必要である場合には、IASB と解釈指針委員会は適用指針及び設例を提供する。このことは「デュー・プロセス・ハンドブック」(3.27 項)で強調されている。解釈指針委員会の業務については、以下でさらに検討する。IASB は、この要求を支えるための追加的な施策も行っており、特に次の 2 つの移行リソース・グループ (TRGs) を設置した。
- (a) 収益認識 (米国財務会計基準審議会 (FASB) と共同)。2014 年 6 月に、IFRS 第 15 号 (米国では ASU トピック 606) 「顧客との契約から生じる収益」の公表を受けて設置
 - (b) 金融商品の減損。2014 年 8 月に、IFRS 第 9 号「金融商品」の公表を受けて設置
49. IASB は、上述のような主要な新規の基準等が適用上の論点を生じる可能性があることを意識している。TRGs の目的は、以下を行うことである。
- (a) 新たな要求事項の適用から生じる利害関係者の論点を募集し、分析して検討すること
 - (b) IASB に (収益認識の場合には FASB にも)、それらの適用上の論点を伝えること。これは、それらの論点に対処するためにどのような行動が必要となるのか (もしあれば) を IASB が判断する助けとなる。
 - (c) 利害関係者が、新たな要求事項に関して、適用に関与している他の人々から学ぶための公開のフォーラムを提供すること
50. TRGs はガイダンスを公表しない。TRGs が検討した各論点についてどのような行動を取るのか (もしあれば) は、IASB¹⁹が決定する。
51. これら 2 つの TRGs の設置は、新基準又は基準の大規模修正の公表後にこうしたグループが必ず設置されるという前例として受け取るべきではない。TRGs は、比較的新しい仕組みであり、評議員会は、まず、それらの運営において引き出すべき経験がもっと多くなるまで待つてから、それらのレビューを行うつもりである。やがて、評議員会のデュー・プロセス監督委員会 (DPOC) が、これらのグループの運営をレビューして、それらの有効性や、TRGs の議論の結果として開発されたガイダンスが「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されている前記の要求に沿ったものなのかどうかを評価することになる。

他者との協力

52. この目的を追求するため、当財団は、例えば、証券規制当局との協力を深めることに取り組んできた。2013 年 9 月に、当財団と証券監督者国際機構 (IOSCO) は「国際財務報告基準に関する協力についてのプロトコル記述書」²⁰に合意した。これは、2 つの組織が、IFRS の開発とグローバルに首尾一貫した IFRS の適用の両方において協力を深めることに合意したものである。このプロトコルについては、2015 年後半にレビューを行うことが予定されている。当財団の視点からは、このプロトコルに基づく IOSCO との協力は非常にうまく機能しており、当財団としてはプロトコルが延長されることを希望している。さらに、2014 年 7 月に、IFRS 財団と欧州

¹⁹ 収益 TRG に関しては FASB も。

²⁰ IOSCO/IFRS 財団プレスリリース 2014 年 9 月 18 日 (下記で入手可能)

<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/IOSCO-and-IFRS-Foundation-agree-joint-protocols-September-2013.aspx>

証券市場監督局（ESMA）は、相互の関心のある領域における将来の協力の基礎として役立つことを目的として、共同の「プロトコル記述書」に合意したことを発表した²¹。当財団は、この協力もうまく機能していると考えている。

53. IASB は、当財団が適用上の論点に関する情報を適時に受け取って適切なフォローアップを行うことを確保するために、適切なプロセスを整備することにも取り組んできた。この取組みの現在までの主要な焦点は、IASB と証券規制当局との相互関係の構築であったが、他の利害関係者（監査規制機関、各国の会計団体、各国基準設定主体を含む）との相互関係も含まれている。

IFRS 解釈指針委員会

54. 「戦略レビュー」報告書において、評議員会は、IFRS 解釈指針委員会が、基準設定に対する原則ベースのアプローチを損なわずに解釈指針の首尾一貫性を確保する助けとなることにもっと積極的な役割を果たすべきであると提言した。IFRS 解釈指針委員会の効率性と有効性に関するレビュー報告書（2012年5月に公表）²²において、評議員会は、解釈指針委員会がより広範囲の「ツール」を提供されるべきであると提言し、IASB も同意した。そのツールは、解釈指針委員会が、IFRS の適用における実務の不統一に対処するうえで支援の要請にもっと敏速に反応できるようにするものである。これには以下のものが含まれる。

- (a) 強制力のある要求事項 (IFRS 中の新規の又は改訂された要求事項) の拡充。これは、IFRS 解釈指針の開発を通じて行うだけでなく、(i) 年次改善プロセス又は(ii) 年次改善プロセスの範囲を超える的を絞った狭い範囲の修正に関する IASB への提案のいずれかによる基準の修正を通じて行う。
- (b) 強制力のないガイダンス又は説明の提供。これには、(a) 追加的な設例の提案、(b) 追加的な教育マテリアルの作成についての IFRS 教育イニシアティブへの照会、あるいは、(c) アジェンダ決定の説明（それ以上の行動を提案しない場合）が含まれる場合がある。

55. この提言に対応して、解釈指針委員会の活動範囲の増大があった。解釈指針委員会は 2014 年中に 37 の論点（このうち 31 件が新たな論点であった）を検討した。これは 2012 年中の 47 件（32 件が新たな論点）から減少している²³。解釈指針委員会は、論点を主としてアジェンダ決定及び年次改善を通じて処理している（2012 年以降に公表された解釈指針は 1 つだけである）。解釈指針委員会は 2014 年に 26 件のアジェンダ決定（2013 年の 16 件から増加）を公表し、それらの論点のうち 17 件について専門的結論を示す（2013 年は 12 件）ことにより、影響を受ける人々への支援を提供した。これは評議員会のレビューの結論と合致している。そこでは、解釈指針委員会は可能である場合には自らの見解をアジェンダ決定において記述すべきであるとしていた²⁴。2014 年には、8 件の論点が解釈指針委員会から年次改善プロセスに含めるよう提言された（2013 年の 12 件から減少）。

²¹ ESMA/IFRS 財団プレスリリース 2014 年 7 月 15 日（下記で入手可能）

<http://www.ifrs.org/Alerts/Governance/Pages/IFRS-Foundation-and-ESMA-sign-joint-Statement-of-Protocols-July-2014.aspx>

²² IFRS Foundation (May 2012) *Report on the Trustees' Review of Efficiency and Effectiveness of the IFRS Interpretations Committee*（下記で入手可能）

<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Documents/ReviewofEfficiencyandEffectofIFRSIntCommMay2012.pdf>.

²³ *Review of Interpretations Committee Activity 2014*（解釈指針委員会の 2015 年 1 月会議のアジェンダ・ペーパー15）参照。下記で入手可能。

<http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/Interpretations%20Committee/2015/January/AP15%20-%20%20IFRS%20IC%20Activity%202014.pdf>

²⁴ アジェンダ決定の文言作成もデュー・プロセスの対象となっている。「デュー・プロセス・ハンドブック」（5.22 項）では、アジェンダ決定の提案はまず暫定的却下通知として公開される（コメント期間は通常 60 日）。

56. 前述の評議員会の提言に沿って、狭い範囲の修正の使用が2012年（4件）及び2013年（7件）には以前に比べて増加していたが、2014年には2件に減少した。

首尾一貫した適用を支援する教育活動

57. 定款による評議員会の職務の1つは、当財団の目的に整合する教育プログラムと教材の開発を促進し、その内容を検証することである（定款第15条(k)）。この職務を果たすため、当財団には教育イニシアティブがあり、その目的は、高品質で国際的な会計基準の単一のセットのアドプションと首尾一貫した適用を促進するという当組織の目標を支援することである。その目的を果たす際に、教育イニシアティブは、中小規模の企業と新興経済圏の特有のニーズを考慮に入れる。その目的を達成するため、教育イニシアティブは、基準設定及びIFRSに関する適切な範囲の高品質で理解可能な最新の資料及びサービスを利用可能としており、そのすべては、当財団のウェブサイト上で利用可能である²⁵。また、当財団のウェブサイトでは、IFRSのイベント（大規模なIFRSカンファレンスや「トレーナーを訓練する」ワークショップなど）をアレンジすることもできる。
58. 教育イニシアティブの業務には、中期計画が指針を与えており、その最新版は2012年から2016年の期間を対象としている（2012-2016年計画）。大半の国がIFRSを採用していることから、また、IFRSの適用の首尾一貫性及び厳格さについての懸念（例えば、世界銀行の会計及び監査についての「基準及び規則の遵守に関する報告書（ROSC）」において繰り返し強調されているトピック）に対応するため、「2012-2016年計画」は、IFRSの厳格かつ首尾一貫した適用の支援にますます焦点を当てるようになってきている（以前はアドプションに主要な焦点があった。）。例えば、カンファレンスでますます重点が置かれるようになってきているのは、新規の又は改訂されたIFRSに関して参加者に最新情報を与えることや、新規のIFRSを早期に採用した人々や新規のIFRSの採用の影響を検証した人々の経験を共有することを通じて、他の人々が新たなIFRSの要求事項を適用することを支援することである。
59. 世界中での全般的な教育の提供は、開発途上である。これには、教育において、アクセスがより容易となる方法で構成されたマルチメディア型コンテンツのプログラムの提供への増大しつつある需要が含まれている。これが、当財団が自ら生成した新たな収益源の可能性を開発しつつ、IFRSの首尾一貫した適用を支援するために進めることのできる領域なのかどうかを当財団が評価する機会がある（第102項参照）。当財団は現在、この領域での新たな取組みの範囲を検討するための実行可能性の調査を行っている。

適用後レビュー

60. IASBは、すべての新規のIFRS及び重要な修正について適用後レビュー（PIRs）を実施することにコミットしている。IASBが最初にこうしたコミットメントを行ったのは、2006年11月にIFRS第8号「事業セグメント」を公表した時であった。PIRsを実施するという公約は、2008年10月に「デュー・プロセス・ハンドブック」に組み込まれた。時期について、「デュー・プロセス・ハンドブック」では、PIRは通常、新規の要求事項が強制となって適用されてから2年後に開始すると述べている。
61. 第1回のPIR（IFRS第8号について）は2012年に開始され、2013年7月に完了した。2013年4月の会議で、DPOCはこのPIRの実施にあたって行われたプロセスをいくつかの主要な領域に焦点を当ててレビューした。その主要な領域とは、(i) 利害関係者グループとの接触と、(ii)

²⁵ *About the IFRS Education Initiative*（下記で入手可能）
<http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Education/Pages/Education.aspx>.

参加者が評価したプロセスの透明性である²⁶。第2回のPIR（IFRS第3号「企業結合」について）は、2013年7月に開始され、報告書及びフィードバック・ステートメントが2015年6月に公表された。

62. IFRS第8号のPIRのレビューにおいて、DPOCは、適用されたプロセスは将来のPIRsにおいて従うべき適切なものであったという見解を取った。評議員会は、IASBがいくつかのPIRsの実施の経験を得た時点でプロセスのレビューを実施する予定である。これには、（PIRが基準の変更につながるという推定はないという事実を認識しつつ）最終のPIR報告書で行われた提言がどのようにフォローアップされているのかの検討が含まれることになる。当面、評議員会が今回の協議の一環として特に検討したいと考えている具体的な論点は、新基準の2年間の全面適用が、有効なPIRを実施するために十分な期間であるのかどうかである。「デュー・プロセス・ハンドブック」（6.59項）では、当初の評価を実施した後に、レビューを遅らせる選択肢をIASBに与えている。

要約

63. 首尾一貫した適用の領域において進展があったが、当財団は常に、IASBの役割は基準を開発することであり、他の方が適用及び執行の責任を扱うのに適した立場にあるとの考えをとってきた。
64. しかし、当財団はジレンマに直面している。首尾一貫した適用の主たる責任は他者（特に、作成者、監査人、規制機関）にあるが、IFRSが首尾一貫して適用されない場合のリスクを負うのはIASBであるという点である。IFRSはグローバル基準の単一のセットとして位置付けられており、IFRSがもたらす重要な便益は、IFRSがグローバルに適用される基準の単一のセットであることに基づいている。基準のカーブアウトや首尾一貫しない適用は、この目的を損ない、比較可能性を阻害し、ブランドを傷つける。さらに、首尾一貫しない適用に対し、当財団が一定期間にわたり対処しない場合、最終的には信認と正当性の喪失につながるおそれがある。したがって、（たとえ、直接かつ正式の責任はないとしても）当財団は、基準の首尾一貫した適用に強い戦略的な関心を有している。このため、評議員会は、今回のレビューの一環として、適用の首尾一貫性の確保に責任を負う人々を支援するために当財団ができるすべてのことをしているかどうか、また、特に運用上の視点から、当財団が行うべきことが他に何かあるかどうかを検討する必要があると考えている。
65. 当財団が適用上の論点及び課題にますます重点を置くことを検討すべきかどうかについて考える際には、それを達成することの影響及び考え得る制約を考慮する必要がある。例えば、定款やデュー・プロセス手続における制約や、当財団の組織構成からの制約である。人員確保への影響も慎重に検討する必要がある。
- Q6 IFRSの首尾一貫した適用を促進するために当財団が行っている事項について、どのように考えるか。人員確保や他の制約を考慮したうえで、この領域において当財団が行うことが可能であり、かつ、行うべきであることとして、他に何かあると考えるか。**

主要な戦略目標4：組織としてのIFRS財団

66. 「戦略の概要」の第4の主要な戦略目標は、当財団の継続した独立性、安定性及び説明責任を

²⁶ 2013年4月のDPOC会議の報告書は、下記でアクセスできる。
<http://www.ifrs.org/DPOC/Documents/2013/DPOC-Report-April-2013.pdf>

確保することである。この目標は、以下のような 5 つの副次的な戦略目標が基礎となる。

- (a) 独立性と説明責任を確保するためのガバナンス構造を維持し開発すること
- (b) 拠出と自ら生成した収入を通じて十分な資金調達を確保すること
- (c) 当財団が能力の高いスタッフを誘引、開発及び保持できるようにすること
- (d) コンプライアンス及び最善の実務を確保すること
- (e) 運営上の効率性を維持すること

67. 評議員会の見解では、上記の(c)から(e)に関するプロセス、手続及び拡充は依然として適切であり、我々の継続的な活動の一部として組み込まれている。このため、今回のレビューにおける評議員会の焦点は、(a)と(b)に置いている。

ガバナンス

基準設定プロセスの独立性

68. 「戦略レビュー」報告書で述べたとおり、定款は、独立した基準設定プロセスを定めており、それは広範なデュー・プロセスの要求事項に従うが、特別の局地的利害から保護されている。評議員会の考えでは、この独立性は、以下に示している公的説明責任の枠組みの中で、依然として当財団及び IASB の基本的な強みとなっている。これは基準に信用を与えているものであり、維持しなければならない。

3 層構造

69. 現行の 3 層構造は、次のことを規定している。

- (a) モニタリング・ボードによる当組織の公的説明責任
- (b) 評議員会によるガバナンス及び監督
- (c) IASB と解釈指針委員会による基準設定及び関連した活動

また、諮問機関（IFRS 諮問会議）が定款に記載されている（下記の第 95 項参照）。

モニタリング・ボード

70. モニタリング・ボードは、それぞれの法域の財務報告の形式と内容の設定について責任があり、公益を保護し増進する責任を有し、高品質で国際的な会計基準の開発を支援することを強く約束している資本市場規制当局のグループである。モニタリング・ボードは、IFRS 財団の公的説明責任を強化するために、評議員会と規制当局との間に公式な連携を提供することを目的として 2009 年に設置された。したがって、モニタリング・ボードは当財団とは別個の存在である。定款（第 19 条）では、モニタリング・ボードの責任を次のように示している。

- (a) 評議員の選任手続に参画し、評議員の選任を承認すること
- (b) 定款上の職務及び責任が遂行されているかどうかについて、評議員会をレビューし、助言を与えること
- (c) 評議員会又は評議員会の下部グループと少なくとも年 1 回（必要に応じて、より頻繁に）会合すること

71. モニタリング・ボード²⁷のメンバーは、グローバルな会計基準の高品質なセットとしての IFRS の継続的な開発を促進するため協力している。特に、モニタリング・ボードは、IASB の独立性を保持しながら、当財団の公益の監督をモニターし補強している。
72. モニタリング・ボードは、当初の設置以降、発展してきた。2010 年と 2011 年に、当財団のガバナンスのレビューを行い、最終報告書を 2012 年 2 月に公表した²⁸。当該報告書において、モニタリング・ボードは、その目的が、当財団と、各法域の資本市場で使用される財務報告の形式と内容のあり方について責任を負う規制当局との間に連携を提供することである旨を再確認した。当該レビューの結果として、モニタリング・ボードのメンバー構成は、追加の規制当局（主に主要な新興市場からの²⁹）を含めるために拡大された。さらに、モニタリング・ボードは、メンバー資格要件を策定した。メンバーは高品質で国際的な会計基準の開発の支援を確約しなければならないとし、メンバーの確約は当該法域の資本市場における IFRS の使用及び当該法域による当財団の資金調達への参加によって立証しなければならないと要求している。
73. モニタリング・ボードの職務及び責任は、モニタリング・ボードと評議員会の間での覚書 (MoU) において、より詳細に示されている³⁰。さらに、モニタリング・ボードには、組織、運営及び意思決定の手続を示す「憲章」がある³¹。モニタリング・ボードの活動の詳細については、モニタリング・ボードのウェブサイトで見ることができる³²。
74. モニタリング・ボードは、資本市場規制当局と当財団との公式なやりとりを行うための仕組みとしての役割を果たしている。モニタリング・ボードは、当財団の公益の監督に責任を負う別個の機関であり、今回のレビューの一部としてモニタリング・ボードに関するコメントを検討することは評議員会の権限に含まれていない。

評議員会

75. 定款（第 3 条から第 17 条）では、当財団のガバナンスは主として評議員会に委ねられると定めている。評議員会は、財務・金融に関する知識を有し期限を守る能力を有することを、当財団と高品質でグローバルな会計基準設定主体である IASB に対して厳格に誓約することを要求される 22 名の個人のグループである。定款（第 13 条及び第 15 条、本ペーパーの付録 D に再録）は、評議員会のガバナンス及び監督の権限と職務を示している。評議員会は、基準に関する専門的な事項には関与しない。下記のとおり、この責任は IASB のみに委ねられている。

IASB

76. 定款（第 24 条から第 38 条）では、IASB に関する規定を定めている。第 37 条は、IASB の権限と職務を示しており、IFRS の作成及び公表、並びに解釈指針委員会が公表する解釈指針の承認及び公表を含めて、すべての IASB の事項について全責任を IASB に与えている。

²⁷ モニタリング・ボードの当初のメンバーは、IOSCO 理事会、IOSCO 成長及び新興市場委員会、日本の金融庁、欧州委員会、及び米国証券取引委員会の代表者で構成されている。バーゼル銀行監督委員会がオブザーバーである。

²⁸ IFRS 財団モニタリング・ボード「IFRS 財団のガバナンスの最終報告書」は下記で入手できる。

https://www.iosco.org/about/monitoring_board/pdf/Final%20Report%20on%20the%20Review%20of%20the%20IFRS%20Foundation's%20Governance.pdf

²⁹ 2014 年 1 月に、ブラジル証券監督委員会及び韓国金融委員会がメンバーとして選出された。

³⁰ 覚書は、下記で入手できる。

http://www.ifrs.org/The-organisation/Governance-and-accountability/Documents/Monitoring_Board_Mou_October-2014.PDF

³¹ 憲章は、下記でアクセスできる。

http://www.ifrs.org/The-organisation/Governance-and-accountability/Documents/Monitoring_Board_Charter.pdf

³² モニタリング・ボードのウェブサイトは、証券監督者国際機構 (IOSCO) が提供している。

http://www.iosco.org/about/?subsection=monitoring_board

要 約

77. この構造は、直近では前回の「戦略レビュー」の一部として検討され、その際に、当財団は、当該レビューに関する公開協議（2010年11月公表）の一部として、この構造が依然として適切かどうかに関する具体的な質問を利害関係者に尋ねた。当該協議に対する回答からは、この構造に対して広い支持があることが明らかとなり、2011年4月に公表した第2回の公開協議は、現在の構造は依然として適切であるという記載を含んでいた。当該協議に対する回答では、現行の3層構造の継続に対して非常に強力な支持があることが示された。「戦略レビュー」報告書及びやはり2012年2月に公表されたモニタリング・ボードの「IFRS財団のガバナンスのレビューに関する最終報告書」では、現行の3層構造は当組織の使命にとって適切であるということを確認した。評議員会は引き続き、3層構造は当財団のガバナンスの基本的要素であるという見解を有している。それでも、評議員会は、3層構造の機能に関する見解及びその機能をどのように改善し得るのかに関する提案を歓迎するであろう。

Q7 当財団のガバナンスの3層構造の機能をどのように改善し得るのかについて、何か提案があるか。

IFRS財団に固有の論点

評議員会

78. 定款では、評議員会は、以下のような所要の地理的分布で構成されると定めている（第6条）。
- (a) アジア・オセアニア地域から選任される6名の評議員
 - (b) 欧州から選任される6名の評議員
 - (c) 北米から選任される6名の評議員
 - (d) アフリカから選任される1名の評議員
 - (e) 南米から選任される1名の評議員
 - (f) 全体の地域的バランスの維持を条件に、任意の地域から選任される2名の評議員（「全体枠」での選任）
79. 上述のとおり、定款では、レビューには、グローバルな経済状況の変化に対応して評議員の地理的分布を検討することを含めるべきであると要求している。2015年6月現在の評議員会の構成は、上記の(a)から(e)の区分では、北米についての例外（2015年2月のHarvey Goldschmid氏の死去後）はあるが、定数全員が選任されている。(f)では、2名の評議員は両者ともアジア・オセアニア地域から選任されている（2013年3月に中東地域からの最初の評議員であるAbdulrahman Al-Humaid博士が選任された後は、中東が含まれている）。
80. 評議員会の現在の地理的分布は、世界の資本市場を表すとともに幅広い国際的な基盤を確保するように設計されている。評議員会は、この基礎は、国際的に認められる財務報告基準の単一のセットの開発及びそのグローバルなアドプションの促進という当財団の目的と整合するという見解を常に有してきたし、また、その見解を持ち続けていく。とはいえ、評議員会は、要求されているように、地理的分布を見直すこととし、この段階では、この分布を決定すべき基礎に関する見解を歓迎するであろう。
81. 評議員会は、どのような基礎で選任するとしても、いくつかの「全体枠」を選任できることに

より、適切な地域バランスを維持できるようにするための柔軟性が提供されていると考えている。これに関して、評議員会は、柔軟性を高めるべきであると考えており、22名という総定員数を維持しつつ「全体枠」の選任数を2名から5名に増加させることを提案している。これは、当財団の法域プロファイル・プロジェクト（付録Cで言及）の文脈や、現在116の法域が公開企業の全部又は大部分にIFRSの使用を強制しているという発見事項及び現在の分布がこの多様性を十分に反映していないという見解を反映している。

82. 定款（第7条）は、評議員会がグループとして専門家としての経歴に関し適切なバランスを取る必要性も示しているが、地理的分布とは異なり、それらの経歴のそれぞれについての定数を定めてはいない。ただし、通常、評議員のうち2名は著名な国際会計事務所のシニア・パートナーでなければならないという記載（現在は該当者がいないが、1名の評議員は大手事務所の元シニア・パートナーである）がある。評議員会は、定款が具体的な経歴を人数の一部について要求されるものとして特定し続けることが適切かどうかについて見直すことを計画している。専門家としての経歴についての現在のバランスは、当財団の活動の現在の範囲に基づいて決定されている。この文書の前の部分で検討したように、その範囲を拡大するとした場合には、経歴のバランスは、その拡大を反映するために見直しが必要となるかもしれない。
83. 他の機関と同様、応募を促進し適切な個人（特に、利用者としての経歴を有する個人）を選任することについては課題がある。評議員会は、投資者コミュニティの代表者が当財団の体制にもっと活発に参加するように、より効果的に促進し動機付けする可能性のある方法を検討することを計画している。
84. 評議員会は、具体的な定数を導入することを計画していない。具体的な定数は、専門家としての経歴に関し適切なバランスを決定する際に過度に制限的となるおそれがある。それでも、評議員会は、（数名の評議員が専門家としての経歴を複数有していることを認識した上で）十分な範囲の経歴からの応募と選任を達成できる方法を検討してきたし、検討を続けていく。性別のバランスという点では、現在の21名の評議員のメンバーは17名の男性（81%）と4名の女性（19%）で構成されている。評議員会は、機会があれば、より多くの女性のメンバーを採用することも引き続き検討する。
85. 定款（第8条）では、評議員は通常3年の任期で任命され、1回の再任が認められると定めているが、（第10条において）議長又は副議長を務める評議員は9年間まで評議員を務めることができることも規定している。評議員会の考えでは、これは、在任期間の上限を設ける必要性和、職務を効果的に実施できるように評議員会の中での適切な水準の継続性及び安定性を維持する必要性との間の効果的なバランスを提供している。したがって、評議員会は任期について変更することは意図していない。

Q8 評議員会の全体としての地理的分布及びその決定方法について、どのように考えるか。「全体枠」の評議員の選任数を2名から5名に増加させる提案に同意するか。

Q9 専門家としての経歴に関し適切なバランスを取ることに関する現在の定め方について、どのように考えるか。何らかの変更が必要と考えるか。必要と考える場合、どのようなことを提案するか、その理由は何か。

86. 評議員会は、定款（第13条及び第15条）で定めている権限及び職務は適切であると考えており、今回のレビューの結果としてそれらに変更を行うことは予想していない。評議員会は、自らの監督責任を非常に重く考えている。評議員会の考えでは、過去のレビューの結果として導入された監督責任の強化は、当該責任の遂行に関してのモニタリング・ボードへの、また、よ

り一般的には公衆への定期的な報告とあいまって、適切かつ相応な監督役割を提供している。説明責任（定款第 17 条）に関しては、評議員会は、当組織の**戦略**及び有効性（適切な場合には、その体制を含めて）の定期的なレビューを行う必要性を異議なしに支持しているが、第 4 項の過去のレビューの一覧に示したとおり、当財団はかなり多くの時間を自らをレビューすることに費やしてきた。評議員会は、当財団は財団自体及びその業務の方法の改善に常に努めるべきであるが、組織として、一定の安定性と継続性を有する必要がある（特に、体制に関して）と考えている。評議員会は、当組織の全体の戦略及び有効性のレビューを、遅くとも前回のレビューの完了から 5 年後に開始すべきである旨を明示するように、定款の第 17 条の文言を修正することを計画している。

Q10 戦略及び有効性のレビューの焦点及び頻度を上記のように変更する提案に同意するか。

IASB

87. 定款では、IASB は 2012 年 7 月 1 日から 16 名のメンバーで構成すると定めている（第 24 条）。14 名という従前の構成からのこの増員は、第 2 回の定款レビューの一環として 2009 年に行われた。その際に、評議員会は、IASB のメンバー数を拡大する理由として次の理由を示した。

- リエゾンのために必要な「IASB メンバー」：IASB がグローバルな基準設定主体となるにつれて、協議、リエゾン及びコミュニケーションという IASB メンバーの任務は拡大し続けている。国際的な会計基準の開発においてスタッフ及び関連する内部的な作業グループと協力する時間を IASB メンバーに与えつつ、当該任務については広く分担する必要がある。
- 正当性を提供する多様性：ただし、専門的能力（特に、専門的知識）及び実務経験が、IASB メンバーにとっての最重要の要件である。
- 新たな視点を可能にする多様性：さまざまな背景からの IASB メンバーを含めることにより、過去には提起されていなかったかもしれない論点を IASB が扱えるようになった³³。

88. しかし、評議員会は、その当時でさえ、IASB のメンバー構成を 16 名に拡大するという提案には「両論」が生じたことを認識していた。多くの回答者は、これにより IASB が「機動性に欠け、有効性が低下し、意思決定の能力を阻害する」ことになると考えていた³⁴。

89. およそ 6 年が経過して、状況は変化しており、評議員会はすでに 2014 年 2 月に、今回のレビューにおいて IASB の最適なメンバー数に関する一般のコメントを求める意向を発表している³⁵。会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）の設立、会計基準設定主体の地域グループの設置、及び、より高度な IASB によるアウトリーチや利害関係者関与プログラムの導入などの進展はすべて、IASB が今後さまざまな課題や優先順位に直面することにつながる。こうした基準設定の状況の変化の認識を踏まえ、評議員会は、地域バランスを引き続き維持することを前提としたうえで、IASB の適切なメンバー数に関する一般のインプットを求めている。

90. 2014 年 7 月以降、IASB は暫定的に 14 名のメンバーで運営している。評議員会が、審議会を小

³³ IASC 財団（2009 年 4 月）定款変更：レビューの第一部に関する IASC 財団評議員会の報告書は、下記で入手できる：
<http://www.ifrs.org/About-us/IFRS-Foundation/Oversight/Constitution/Constitution-Review/2008-2010-Constitution-Review-part-one/Documents/ConstitutionReviewP1May09.pdf>（第 42 項参照）

³⁴ 同上第 47 項参照

³⁵ 2014 年 2 月 24 日付の発表は、下記でアクセスできる：

<http://www.ifrs.org/Alerts/Governance/Pages/IASB-appointments-and-composition-February-2014.aspx>

さくする方が効果的であると考えに至った要因としては、例えば、以下のものがある。

- コミュニケーション及び交流がより容易であり、柔軟性と有効性が高まること
- 個々の審議会メンバーによる参画及び関与が拡大すること
- 審議会の会議の組成と管理が容易となり、各審議会メンバーの貢献の機会が拡大すること
- IASB の作業についての審議会メンバーの当事者意識と責任感を高めるのに役立つこと
- 前述のように、ASAF の設置が、審議会メンバーの人数削減を検討する機会を提供していること。ASAF において地域的代表が拡大され、ASAF メンバーが貴重な法域・地域のインプットを提供することが確保されるからである。したがって、ASAF メンバーが、従来 IASB のみの責任であった協議、リエゾン及びコミュニケーションの任務の一部を遂行していることとなる。
- 審議会の人数を少なくすることによって、当組織の他の場所で使用できる財務資源が解放されたこと

91. IASB のメンバーの最大数を縮小すると、メンバーの通常の地理的分布への影響があろう。定款（第 26 条）では、16 名で構成される審議会は、通常、次のメンバーがいなければならないと定めている（現在の 14 名の審議会における各区分のメンバーの人数をカッコ内に示している）。

- (a) アジア・オセアニア地域から 4 名（現在、4 名）
- (b) 欧州から 4 名（3 名）
- (c) 北米から 4 名（3 名）
- (d) アフリカから 1 名（1 名）
- (e) 南米から 1 名（1 名）
- (f) 全体の地理的バランスの確保を条件に、任意の地域から 2 名（2 名）

92. 上記の第 90 項に示した理由と、縮小した人数での運営について IASB が報告している肯定的な経験により、評議員会は、IASB のメンバー数を、定款に示されている 16 名という現在の定員から 13 名に削減すべきであると提案している。第 91 項で述べた IASB メンバーの地理的分布は、審議会メンバー数の縮小を反映するように改訂されることになる。これについて、評議員会は、メンバーの通常の配分を、アジア・オセアニア地域、欧州及び北米のそれぞれについて 4 名から 3 名に削減することによって達成できると考えている。この改訂した地理的分布を提案するにあたり、評議員会は、IASB メンバーはどこかの地域の代表として選任されるのではないことを繰り返し述べておきたい。IASB のメンバー資格の主たる要件は、定款に示しているように、依然として専門的能力と実務経験である。評議員会の考えでは、審議会の地理的分布を修正する提案は、評議員会の地理的分布の見直し（前述）とは区別して検討することができる。

93. この提案が導入された場合には、定款の修正が必要となろう（IASB のメンバー数に関する第 24 条、IASB メンバーの地理的分布に関する第 26 条）。さらに、第 36 条に示されている IFRS 又は解釈指針の公表の承認についての IASB の投票に関する要求事項の修正が生じるであろう。13 名のメンバーとなる場合には 9 名の承認が必要となる（現在と同じ）が、13 名未満の場合には、8 名の承認を必要とすることを評議員会は提案する。

Q11 定款に示す IASB のメンバー数を 16 名から 13 名に削減する提案及び地理的分布の改訂に同意

するか。

94. IASBに関する他の側面に関して、評議員会は、定款に示されている現在の規定を以下のように修正すべきであると考えている。

(a) IASB メンバーの経歴に関するバランスに関して、定款（第 27 条）では、評議員会は、IASB が組織として、監査人、作成者、利用者及び学識者の直近の実務上の経験がバランスよく提供できるように IASB メンバーを選任しなければならないと定めている。評議員会は、IASB に代表を出すべき経歴の定数を導入することを意図しておらず、ある程度の柔軟性を保持することを望んでいる。しかし、第 27 条の現在の文言は、IASB メンバーの専門家としての経歴について過度に制約的な制限を含意している。特に、第 25 条では IASB が「専門的知識及び多岐にわたる国際ビジネスと市場の経験を有する人々の最善の組合せ」で構成されると述べているだけだからである。これを克服するため、評議員会は、第 27 条の文言を削除し、IASB における専門家としての経歴の組合せには監査人、作成者、利用者、学識者及び市場ないしは金融規制機関を含めなければならないという文言を第 25 条に追加することを意図している（現在、市場ないしは金融規制機関については、定款に記載されていない）。評議員会は、特定の定数を明示することは提案しないが、IASB における性別のアンバランス（現在の構成は男性 12 名（86%）と女性 2 名（14%））への対処方法の検討も図っていく。

(b) IASB メンバーの任期。定款（第 31 条）では、2009 年 7 月 2 日より後に任命された IASB メンバーは、最初は 5 年の任期で任命され、3 年を任期とする 1 回の再任が認められる（議長及び副議長（2 度目の任期を 5 年とすることができる）は除く）と定めている。2 度目の任期を 3 年に限定することは、第 2 回の「定款レビュー」の一部として導入された。これは、全員が 5 年の任期を 2 回務めるとすると IASB に直近の実務経験を有するメンバーを含めることができるかどうかを疑問視した多くの利害関係者のコメントを受けてのものであった。それでも、その時点でさえ、この提案に対する回答者の意見は分かっていた。一部の回答者は、この提案を「不必要に限定的」と考えていた。これはとりわけ、新たな IASB メンバーの学習曲線が急勾配であることや、IASB における継続性の必要の大きさ（1 つの理由は、新基準を開発するための主要プロジェクトのライフサイクルが長いことである）を考慮してのことである。評議員会は、審議会が直近の実務経験がないメンバーで構成されているとする見方があることを意識しているが、同時に、IASB メンバーを最も有効的に活用することの必要性も意識している。したがって、評議員会は、再任の任期について多少の柔軟性を導入し、IASB メンバーの任期について、5 年以内を任期とする 1 回の再任を可能とするように第 31 条を修正することを提案している。

Q12 定款の第 27 条を削除するとともに、第 25 条の文言（IASB メンバーの経歴に関するバランスを定めている）を修正する提案に同意するか。

Q13 IASB メンバーの再任時の任期について、定款の第 31 条を上記のように修正する提案に同意するか。

諮問会議

95. 評議員会は、諮問会議は効率的かつ効果的に運営されていると考えている。これは、2013 年に行われた自己評価を受けて諮問会議自身が再確認した見解である。詳細は付録 E に示している。この結果、評議員会は、今回の協議の一部として、諮問会議の運営に関する具体的な意見は求めている。しかし、評議員会はやはり、今回のレビュー全体を通じて諮問会議と協議し、評

議員会が行うかもしれない変更の提案が諮問会議に及ぼす影響を検討することを計画している。

資金調達

96. 評議員会は、当財団に幅広い持続的な資金源を確保することに数年にわたり取り組んでいる。2006年以降、評議員会は、各国のGDPに比例した各国の資金調達体制に基づく資金調達モデルの確立を図ってきた。これは、企業に対する課金を設けるか又は公的に支援された資金調達の要素を提供するものである。当財団の資金調達の大半はこうした体制に基づくものであるが、「戦略レビュー」報告書において、評議員会は、既存の資金調達ベースを拡大して、当財団が国際社会にもっとよく貢献し、資金調達システムは組織の説明責任を果たしつつ基準設定プロセスの独立性を維持しなければならないという戦略を達成できるようにすべきであると提言した。評議員会は、資金調達は次のようなものとすべきであると提案した。それは、長期（少なくとも3年から5年）で、公的に支援され、さまざまな仕組みが利用でき予算ニーズに適合できる柔軟性があり、上記のように合意された算式（これは比例性の原則と整合する）に基づいて法域間で負担され、十分な組織的説明責任を提供するものである。
97. 評議員会は、上記の資金調達モデルは適切であり維持すべきであると考えている。したがって、評議員会は、代替的なモデルを検討することを意図していない。下記に説明するとおり、これに基づく資金調達のシステムは、まだ完全には達成されていない。その間に、評議員会は、「戦略レビュー」で示した資金調達システムに至る経過的なアプローチとして、3つの柱を含んだ資金調達システムの運営を継続する。すなわち、第1の柱は公的支援拠出を対象とし、第2は民間の拠出（会計事務所からの拠出を含む）、第3は出版物の販売及び関連活動から生じる自ら生成した収入（特に、ロイヤルティ及び許諾料）である。

公的支援拠出

98. 2014年の当財団の収入の半分超（約16百万ポンド）は、各法域が行った公的支援拠出からのものである。最大の拠出を行った法域は、欧州連合（EU）である（6.8百万ポンド：その内訳は、欧州委員会の予算から45%、9つの加盟国からの直接の拠出が55%）。評議員会は、多くの法域が行っている継続的な拠出に非常に感謝している。過去5年間にわたり法域からの拠出の増大において著しい進展があり、6つの新たな法域が拠出を提供するようになっている。しかし、いくつか重大な空白が依然としてあり、上述の現行モデルに従って配分される割合よりも拠出が少ないか又は全く行っていない法域がいくつかある。このため、上記のような資金調達システムの完全な達成が特に困難になっている。当財団は、それらの法域から必要な拠出を獲得するための取組みを繰り返し行ってきた（適切な場合には、モニタリング・ボードの支援を得て）が、こうした取組みがすべてのケースで成功したわけではない。民間部門の非営利組織として、当財団には、各法域が全額の拠出を行うべきであると強制する権限はなく、これを行っていない法域に対して有効な制裁を課すこともできていない。
99. 法域の資金調達の確約を達成することが困難であるため、当財団は予算の制約に直面する結果となっている。「戦略レビュー」報告書において、評議員会は、IFRSのグローバルな普及により、また、「戦略レビュー」において示された戦略の導入のために、当財団の予算は年間約40から45百万ポンドにまで増大する必要があるかもしれないと想定した。困難な経済環境や当財団が調達を見込める資金調達の水準を考えると、この増大が達成可能であるという証明はされておらず、今後数年で達成できるようになる可能性も高くはない。この結果、評議員会の最新の財政計画（2015年から2017年の期間を対象とする計画）では、年間約27から28百万ポンドの安定的な予算（総収入）を提案している。

100. これらの予想を踏まえ、当財団は、できる限り効率的に資源を管理し、自らの使命を達成するために十分な資源を持ち続けることを確保するための措置を講じている。例えば、2013年中に、当財団は内部の「運営レビュー」を実施した。当組織のコストが適切に管理されているかどうかや、プロセスの改善を特定できるかどうかを識別するためであった。この「運営レビュー」では、当財団が効果的な財政管理環境を有していることが示された。それでも、評議員会は、公益のために業務を行う組織として、当財団が事業支出の外部レビューも依頼すべきであると認識した。当財団の運営が費用対効果のある方法で行われ、効率的に管理されているのかどうかに関して、独立した評価を示すためである。Baker Tilly が実施したこのレビューは 2014 年に行われ、当財団は費用対効果のある組織であることが確認された。評議員会は引き続き、当財団が高いレベルの費用対効果を維持することを確保するため、入念に支出の監視を続ける。

会計事務所からの拠出

101. 2014 年に、当財団が受け取った収入の 4 分の 1 弱 (6.4 百万ポンド) は会計事務所からの拠出によるものであった。当財団は、会計事務所からの収入を増加させるための取組みを進めており、それらの拠出は引き続き重要な収入源となっている。2014 年に、四大会計ネットワークのそれぞれが 2.5 百万 US ドルを拠出し、その他の多くの会計事務所からの拠出もあった。当財団は、拠出を行う会計事務所の数を増加させるための取組みを行っている。評議員会は、上記の公的支援拠出のシステムの完全な達成及び下記の自ら生成した収入の増加があるまでは、これらの拠出が引き続き求められるということを示している。評議員会は、主要会計事務所からの拠出の水準が、IASB の独立性に対する潜在的なリスクとして一部の利害関係者にとっての懸念の発生源として言及されていることを認識している。評議員会はこの懸念を認識しているが、これは現実というよりも認知の問題であると考えている。「戦略レビュー」報告書において、評議員会は、資金調達「基準設定プロセスの独立性を損なうようないかなる条件の履行も条件としない」ことを非常に明確にした。会計事務所が提出した意見書のサンプルについてのテクニカル・スタッフによるレビューによると、各会計事務所は特定の論点についてさまざまな見解をとっており、いかなる方法でも IASB の独立性を損なうような論点を提起していないことが明らかとなっている。さらに、評議員会の監督活動及び堅牢な基準設定のデュー・プロセスは、モニタリング・ボードに対する当組織の説明責任とともに、IASB の独立性を確保し保護するのに役立っている。

自ら生成した収入

102. 評議員会は、当組織が財務上の独立性を高めるのを助ける手段として、当財団が自ら生成した収益源から生じる収入を増大させることができる方法も調査している。それを行うにあたり、評議員会は、自ら生成した収益源から生じる収入の増大と、当財団の公益の使命（これは、コアとなる基準を無料で利用可能にすることを要求する）との間の適切なバランスを維持する必要性を認識している。今回のレビューの間に、評議員会は、自ら生成した収益源から生じる収入の比率を増大させる余地があるかどうかを、当財団の教育イニシアティブがより多くの収入を生成する可能性も含めて、再検討することを計画している。前述のとおり、教育イニシアティブの「2012-2016 年計画」の目的の 1 つは、自らの活動の資金を賄うための収入を生成することである。当財団は、明確で理解可能で強制可能な基準を開発するという（第 46 項で述べた）要求を含めた当財団の公益の使命の文脈の中で、新たな取組みを開発できる可能性に関して実行可能性調査を行っている。

- Q14** 上記の当財団の資金調達モデルについて、何かコメントがあるか。資金調達に対する制約を考慮に入れて、資金提供モデルの機能を強化し得る方法について、何か提案があるか。

その他の論点

- Q15 当財団の体制及びその有効性についての今回のレビューの一部として、評議員会が検討すべきその他の論点があるか。ある場合、どのような論点か。

付録 A

過去のレビューで行われた拡充及び改善の要約

使 命

- 財務報告基準の目的を明確化し、投資者と他の市場参加者を対象読者として具体的に指定
- IASB が開発した IFRS のアドプションを引き続き長期的目標とした。コンバージェンスは適切な短期的戦略となり得るが、アドプションの代替にはならない。それでも、評議員会は、異なる法域にはアドプションに向けての異なる道筋があることを認識している。
- 範囲：依然として、営利企業（SMEs を含む）のための基準の開発
- 適用及び導入の首尾一貫性の重要性を強調

ガバナンス

- 公的説明責任との関連付けをモニタリング・ボードの設置により導入
- 3 層のガバナンス構造（モニタリング・ボード、評議員会、IASB）を当財団の使命に適したものとして再確認
- 評議員会の監督機能を明確化
- 定期的な一般向け報告

プロセス

- デュー・プロセスを定期的に見直して拡充
- デュー・プロセス監督委員会（DPOC）を設置し、その役割と活動を拡充
- IASB の拡充
 - アジェンダ・コンサルテーションを導入
 - フィールド・テスト／影響分析についての合意された方法論
 - 連携及びアウトリーチを強化
 - IFRS タクソノミの統合を拡大
 - 適用後レビューを導入
 - 証券監督機関等との正式の協力の取決めを創設
 - 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）を設置
 - 解釈指針委員会の活動範囲を拡充
 - 専任の調査研究人員を設置

資金調達

- 資金調達システムは、組織の説明責任を提供しつつ、基準設定プロセスの独立性を維持しなければならない旨を明確化
- より強固な資金調達の基礎の確立を図っている
 - 長期（少なくとも 3 年から 5 年）
 - 公的支援
 - さまざまな仕組みの使用を柔軟に認める
 - 予算上のニーズに調整可能
 - 各法域についての合意された算式（比例性と整合する）

付録 B

主要な戦略目標 1：基準の単一のセットの開発——進捗状況と達成事項

- B1. 定款（第 2 条）では、IFRS 財団の目的は次のとおりであると述べている。
- (a) 公益に資するよう、明確に記述された原則に基づく、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められる財務報告基準の単一のセットを開発すること。これらの基準は、財務諸表その他の財務報告において、高品質で透明性があり、かつ比較可能な情報を要求すべきである。投資者、世界の資本市場の他の参加者及び他の財務情報利用者の適切な経済的意思決定に役立つものとするためである。
 - (b) 当該会計基準の利用と厳格な適用を促進すること
 - (c) (a)と(b)の関連する目的を達成するために、必要に応じて、さまざまな経済環境における広範囲な規模及び種類の事業体のニーズを考慮すること
 - (d) 国際財務報告基準 (IFRS³⁶)、すなわち IASB が公表する基準及び解釈指針の採用を、各国の国内会計基準と IFRS とのコンバージェンスを通じて、推進し促進すること
- B2. 本文で述べたように、当財団の「戦略の概要」では上記(a)を 2015 年から 2017 年の期間についての当組織の主要な戦略目標として強調している。

IFRS の開発、モニター及び維持管理

- B3. IFRS は広範囲の活動を対象としているが、いくつかの空白部分があり、現在対応が行われているものや将来にわたって対応が行われるものがある。例えば、保険契約、排出量取引スキーム、採掘活動の会計処理など、いくつかの領域で IFRS のガイダンスの欠如がある。しかし、IASB は保険契約に関するプロジェクトを引き続き進めている。IASB には、調査研究プログラムもあり、排出量取引スキームや採掘活動のほか、共通支配下の企業結合の会計処理など、IFRS のガイダンスが限定的である他の領域も扱っている。
- B4. 確立された会計基準のセットのどれについても言えることであるが、IFRS には改善の余地のある領域がある。こうした領域の現時点での主要な例は、IASB が米国財務会計基準審議会 (FASB) と共同で進めている、リースの会計処理に関する新基準を開発するためのプロジェクトであり、2015 年後半に新基準の公表が予定されている。
- B5. IASB では、IFRS の空白部分及び将来にわたって行われる基準の改善について、さまざまな仕組みが整備されている。これらについて、より詳細な記述をこの文書の他の場所（特に、IASB の将来のアジェンダに関する 3 年ごとの公開協議 (B6 項参照) 及び IFRS 解釈指針委員会の業務 (本文の第 54 項から第 56 項参照)) で行っている。

アジェンダ・コンサルテーション

- B6. 第 2 回の「定款レビュー」の結果についての報告書 (2010 年 2 月公表) において、評議員会は、IASB が将来の専門的アジェンダについて 3 年ごとの公開協議を行うという要求を導入した。「戦略レビュー」報告書において、評議員会は、IASB はアジェンダの優先順位をどのように設定するのかについて、一般向けに十分なフィードバックを提供することによって、明確に示す

³⁶ 定款では IFRSs と呼んでいるが、当財団の現在の方針では IFRS と呼ぶこととしており、本ペーパーではその慣行を採用している。

べきであると提言した。こうしたアジェンダ・コンサルテーションの第1回は、2011年後半から2012年にかけて実施され、包括的なフィードバック・ステートメントが2012年12月に公表された。評議員会の考えとしては、当初の信念が確認され、利害関係者をアジェンダ設定プロセスに関与させることにより、IASBが最も緊急性の高い財務報告上の論点に対処することが可能になるとともに、基準設定プロセスに対する社会の信認が強化されている。IASBは、まもなく、第2回の3年ごとのアジェンダ・コンサルテーションを2015年中に（部分的には本レビューと並行して）実施しようとしている。評議員会は、アジェンダ・コンサルテーションはIASBが自らの業務の戦略的な方向性及びバランスについての正式な一般からのインプットを求めるための重要で有効な手段であると考えており、今回の協議の一環としてそれを見直すことは計画していない。

調査研究プログラム

- B7. 第1回のアジェンダ・コンサルテーションの成果の1つは、IASBが調査研究プログラムを設置したことである。その目的は、考え得る財務報告上の問題点を分析することであり、これは認知されている欠点の内容と程度についての証拠を収集し、財務報告の改善又は欠陥の矯正のための考えられる方法を評価することによって行われる。調査研究プログラムの主要なアウトプットは、一般のコメントを求めるためのディスカッション・ペーパー及びリサーチ・ペーパーの公表である。そうしたペーパーにおける分析と関心を有する関係者からのコメントは、新規の基準についての提案を開発するプロジェクト又は基準を修正若しくは置換えるプロジェクトを、基準設定プログラムに追加すべきかどうかをIASBが決定するのに役立つこととなる。すべての調査研究が基準レベルのプロジェクトにつながるわけではない。

最善の専門的実務の組み込みによって高品質を確保

- B8. 当財団が採用してこの文書の全体を通じて記述しているプロセス及び手続は、戦略計画に示された主要な目標のすべてを追求するために、最善の専門的実務を当組織がすべての活動にわたってどのように組み込んできたのかを示している。
- B9. さらに、「戦略レビュー」報告書では、IASBは専任の調査研究人員を設置するか又は設置を促進すべきであると提言していた。これに対応して、IASBは内部のリソースを大幅に拡充するとともに、以下を含む調査研究ネットワークを（構築するだけでなく）リソーシングするためのプロセスをも大幅に拡充した。
- IFRS財団のウェブサイトにおける調査研究ウェブページ（より広範囲の調査研究コミュニティに関連性のある情報を提供し、電子メール・アラート及びニュースレターで補完している³⁷）
 - 学識者や他の調査研究専門家を引きつけるために設計されたIASBの主催する特別イベントの設置

デュー・プロセス

- B10. その使命を追求するため、IFRS財団とIASBは、徹底的で透明性のあるデュー・プロセスを、高品質で国際的に認められる会計基準の開発に不可欠なものとして維持している。「戦略レビュー」報告書において、評議員会は、IASBのデュー・プロセスを引き続き見直して定期的に拡充すべきであると提言した。「デュー・プロセス・ハンドブック」の大規模な見直しは2012年に

³⁷ IFRS Research Centre ウェブページは、<http://www.ifrs.org/IFRS-research/Pages/IFRS-Research-Centre.aspx> にある。

行われ、改訂版が 2013 年 2 月に公表された。「デュー・プロセス・ハンドブック」(3.1 項) では、デュー・プロセスの要求事項の基礎となっている原則を強調している。すなわち、

- (a) 透明性——IASB は基準設定プロセスを透明性のある方法で実施する。
- (b) 十分に公正な協議——IFRS の影響を受ける人々の視点を国際的に考慮する。
- (c) 説明責任——IASB は提案が影響を受ける関係者に与える可能性のある影響を分析し、基準の開発又は変更の際に決定に至った論拠を説明する。

B11. 「デュー・プロセス・ハンドブック」は、投資家とアナリストが協議に対するコメントレターの提出においてあまり代表されていない傾向があることから、IASB は新規の基準又は基準の大幅な修正の提案については投資者と協議するために追加的な方策を講じなければならない旨を強調している。「デュー・プロセス・ハンドブック」に示された方策に加え、2014 年 12 月に、IASB は「財務報告における投資者」プログラムの発足を発表した。このプログラムは、世界の指導的な資産管理者及び所有者の一部の支援を受けて創設されたものであり、投資者及び市場参加者が IFRS の開発により多く参加することを促進するために設計されている。このプログラムの中心は、相互に合意された「共有された信念の記述書」であり、それにより次のことが行われている。

- (a) IASB と投資コミュニティは、高品質で透明性のある報告が、資本市場への信認を構築すること及び投資意思決定を下すことにとって重要であることを強調している。
- (b) IASB は、新規の会計基準の開発において投資者及び市場参加者の意見を求め考慮し続けるという公約を公的に再確認している。
- (c) 国際的な投資コミュニティからの指導的な代表者が、責任ある投資者として、高品質の財務報告基準の開発に貢献するという公約を明らかにしている。この公約は、IASB との協働により、投資者及び市場参加者の視点を明確に記述し、基準設定プロセスにおいて考慮されるようにすることを伴う³⁸。

B12. 評議員会は、基準（基準の修正を含む。）及び解釈指針の開発に関して、「デュー・プロセス・ハンドブック」の追加的な見直しを行う当面の計画はないが、状況を引き続き監視し、今回のより広範囲のレビューの結果が判明した時点で、追加的な評価を行う。

B13. 当面、評議員会は、引き続き、当財団、IASB 及びそのデュー・プロセスを、他の団体が開発した枠組みや他の基準設定の組織及び規制の組織の両方と比較して評価する。

評議員会による IASB のデュー・プロセスの監督

B14. 「戦略レビュー」では、評議員会が IASB のデュー・プロセスを監督するうえでの枠組みを明確化すべきであると提言していた。これは達成されている。評議員会の DPOC は、デュー・プロセスの遵守状況のレビュー及び議論を、基準設定プロセスの全体を通じて定期的に、また、基準を最終確定する前に基準設定プロセスの終了時に行っている。評議員会の要望により、DPOC はあり得るかもしれない非遵守の事態の取扱いに関する手続を開発し、これは「デュー・プロセス・ハンドブック」に組み込まれている。

フィールド・ビジット／テストと影響分析についての合意された方法論

³⁸ 詳細は、<http://www.ifrs.org/Investors-in-Financial-Reporting/Pages/Home.aspx> で入手可能。

- B15. 「戦略レビュー」報告書では、フィールド・ビジット/テストと影響分析が IASB のデュー・プロセスに組み込まれているが、これらの要素の役割をさらに明確化すべきであると指摘していた。評議員会の提言に沿って、IASB は、フィールド・テストと影響分析についての合意された方法論を開発するために、ワーキング・グループ（影響分析協議グループ）を設置し、その議長を務めた。当該協議グループの報告書は 2014 年 11 月に公表され、評議員会から歓迎を受けた。評議員会は、IASB に対して、当該グループの提言を採用してフィールド・テストと影響分析を IASB のデュー・プロセスにさらに組み込むことを推奨した。IASB は、現在、提言の実施に関する作業を進めている。

基準設定の決定が IFRS タクソノミに与える影響の考慮

- B16. 「戦略レビュー」報告書において、評議員会は、当財団の XBRL チームの活動をもっと IASB の基準設定プロセスと密接に統合すべきであると提言した。本文（特に第 32 項）に示したように、評議員会は、戦略的重点の移動があるべきであることにも同意した。その移動とは、IASB の重点を、IFRS タクソノミが規制上のファイリング要求を容易にするのに役立つことを可能にする方法や、IFRS タクソノミが IFRS 財務諸表の利用者が当該情報を消費するのに役立つことを可能にする方法に置くべきであるというものである。その結果、タクソノミの背後にあるテクノロジー（すなわち、XBRL）についてはそれほど重視しないこととなっている。これは、IFRS タクソノミのレビュー及び承認における IASB の役割に影響を与えた。その結果、これが IFRS タクソノミについてのデュー・プロセスの見直しのきっかけとなり、提案されている新たなプロセスの試行を 2014 年後半に開始し、2015 年の前半において引き続き行っている。評議員会は、引き続きこの領域での進捗状況をモニターしていく。

各国会計基準設定主体及び他の会計基準設定主体の重要さ

- B17. 「戦略レビュー」報告書において、評議員会は、各国基準設定機関及び会計基準設定に関与している地域団体のネットワークを、国際的な基準設定プロセスの不可欠の一部として維持することを、IFRS 財団と IASB が促進すべきであると提言した。その結果、公開協議を受けて、2013 年に当財団は会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）を設置した。これは、IASB が議長を務め、世界中からの基準設定主体及び地域団体の 12 名の代表で構成されるグループである。ASAF を設置する際に、当財団は当該グループのすべての側面及びその運営を 2 年後に見直すことを約束した。この見直しは 2014 年 11 月に開始され³⁹、当組織の体制及び有効性についてのより広範囲な今回のレビューとは別個に実施された。この見直しを受けてのフィードバック・ステートメントは 2015 年 5 月 1 日に公表された⁴⁰。
- B18. ASAF を設置した際に、当財団は、ASAF のメンバーではない各国会計基準設定機関が権利を剥奪されたように感じないようにし、彼らの声が届く仕組みが依然としてあるようにすることの重要さを強調した。IASB は引き続き、毎年の世界基準設定主体（WSS）会議を、より幅広い基準設定コミュニティを集めて主催するとともに、会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）に出席している。IASB は、基準設定主体のコミュニティ全体との共同作業も、調査研究、適用上の課題、アウトリーチ活動、フィールド・テスト、PIRs に関して引き続き行っている。これらの関係の重要さを認識して、当財団は、テクニカル・スタッフの上級メンバーを、

³⁹ 2014 年 11 月 7 日に、IFRS 財団は ASAF の見直しの一環として各国基準設定主体及び地域団体の意見をを得るための質問票を公表した

(<http://www.ifrs.org/Alerts/Governance/Pages/Trustees-review-of-Accounting-Standards-Advisory-Forum-November-2014.aspx> で入手可能)。

⁴⁰ このフィードバック・ステートメントは、下記でアクセスできる。

<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/ASAF-call-for-nominations-and-feedback-statement.aspx>

より幅広い基準設定コミュニティとのリエゾン役として（ASAF のコーディネーターとしての役割とともに）任命している。さらに、こうした関係の有効性の維持及び向上の課題を扱うためのより詳細な戦略を開発中である。

付録 C

主要な戦略目標 2 : IFRS のグローバルなアドプション

- C1. 本文で述べたように、「戦略の概要」では、IFRS のグローバルなアドプションという長期目標に対する当財団の公約を維持している。以下の各項では、当財団と IASB が、本文の第 41 項で述べた副次的な戦略目標を追求する中で、何を行ってきたのか、何を引き続き行っているのかを示している。

IFRS のアドプションを促進し支援する

- C2. IFRS のアドプションをどのようにどこで促進し支援するのが最も適切となり得るのかをよりよく理解するための第一歩として、2012 年後半に当財団は、大規模な法域プロファイル・プロジェクトを下記の目的で開始した。
- (a) 財務報告基準の単一のセットのグローバルなアドプションに向けての各法域の進捗状況を記録するための中心的な権威ある情報源を開発する。
 - (b) 世界中で IFRS の各国版の変種があるのかどうかを検出する。
 - (c) IFRS のアドプションへの道を進んでいる各国を IFRS 財団がどこで助けることができるのかを識別する。
- C3. 当財団は、まず、2014 年 7 月の出版物「IFRS as global standards: a pocket guide」において発見事項を公表した。その第 2 版は 2015 年 4 月に公表された。この調査⁴¹（さらに更新され⁴²、調査対象 140 か国のそれぞれ関係する各法域の当局の検証を受けている）は、116 か国（調査対象の 83%）が公開会社の全部又は大半に IFRS の使用を強制していることを示している。この調査は、各法域が IFRS に修正をほとんど加えていないこと、行われた少数の修正は当該法域が IFRS をアドプションする計画における一時的な方策と一般にみなされていることも明らかにしている。これらの数字は、IFRS のグローバルなアドプションという目標の当財団による追求の成功の指標となるはずである。

既存の採用企業との関係を維持し、新規の IFRS のエンドースメントを確保する

- C4. IASB には、IFRS の使用を強制する権限はない。それは依然として関連する各法域の当局の決定事項である。法域プロファイル・プロジェクトは、少なくとも 58 の法域にエンドースメントの要求がないことを明らかにしており、これは新規の IFRS のそれぞれがそれらの法域では自動的に適用されることを意味している。他の所では、新規の基準が適用できるようになる前に従わなければならない具体的なエンドースメント・プロセスが設けられている。これは特に、欧州経済領域（EEA）について当てはまり、そこでは最も精密なエンドースメント手続を設けている。IASB は、IFRS がすべての法域で全面的に修正なしでアドプションされることを確保することに明確な関心を有している。評議員会の考えでは、IASB は、自らのアウトリーチ及び支援活動が基準又は基準の大規模修正の公表で終わらずに、継続することを確保すべきである。これは特に、エンドースメントの要求事項のある法域に当てはまる。IASB は各国のエンドースメント・プロセスを容易にすることを助けることができるからである。

⁴¹ この調査の詳細は、<http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Pages/Jurisdiction-profiles.aspx> で入手可能である。

⁴² <http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Pages/Analysis-of-the-IFRS-jurisdictional-profiles.aspx> 参照

アドプションを容易にするためのコンバージェンス活動を追求する

- C5. 法域プロファイル・プロジェクトは、当財団に、優先順位を与えるべき法域（将来のアドプションを容易にするために国内基準の IFRS へのコンバージェンスの計画がある法域を含む。）を識別するための豊富な情報源を与えている。評議員会は、コンバージェンスはアドプションの代替ではないが、適切な短期的戦略となり得るものであることを引き続き認識しており、当財団はそうした法域と引き続き協働してコンバージェンス活動を支援し、コンバージェンスからアドプションに移ることを促進すべきであることを引き続き承知している。

アドプションに対する国際的な支援を促進する

- C6. 長期目標を追求する中で、当財団は国際機関からのグローバルな支援を求めてきた。何年にもわたり、G20 首脳会議のコミュニケは、高品質でグローバルな会計基準の単一のセットに向けての作業の重要性を強調し、会計基準設定主体がこの目標を達成するための努力を続けることを要望してきた。金融安定理事会（FSB）は、G20 に報告する際に、基準の単一のセットの達成という目的の継続的な有用性を引き続き再確認している⁴³。FSB は、健全な金融システムの鍵であり各国の状況に応じて優先的な適用に値するものとして主要な基準を指定しているが、IFRS もその 1 つである⁴⁴。これらの基準は良好な実務のための最低限の要求事項を表すものとして広く受け入れられており、各国はそれを満たすか又は上回ることを推奨されている。国際通貨基金（IMF）と世界銀行も、「基準及び規則の遵守に関する報告書（ROSC）」⁴⁵についての作業において、良好な実務の会計上のベンチマークとして、IFRS を認知している。

IFRS の使用をグローバルに促進する

- C7. 長期目標を支援するために、当財団は、各法域が IFRS をアドプションする際の支援も提供している。特に、当財団の翻訳・アドプション・著作権（TAC）チームの業務を通じてである。このチームは、政府又は関連する各国の法務当局と連絡を取って、IFRS の国内でのアドプションを支援し可能にしている。各法域は独特の国内アドプションのプロセスを有していることが多い。このチームは、当財団の国際的な方針との整合性を維持しつつ、それを支援することを目指している。各法域を支援するため、このチームはアドプション・ガイド⁴⁵を作成しており、これは、機能することが証明されているいくつかの一般的な方策及びアプローチを、いくつかの一般的な落とし穴とともに紹介している。
- C8. 当財団は、堅牢な知的財産（IP）方針を通じて、IFRS の商標ポートフォリオをグローバルに維持し保護するためのプロアクティブな措置も取っている。

⁴³ 例えば、G20 への FSB の報告書 *Overview of Progress in the Implementation of the G20 Recommendations for Strengthening Financial Stability*（2014 年 11 月 14 日）参照（下記で入手可能）

<http://www.financialstabilityboard.org/wp-content/uploads/Overview-of-Progress-in-the-Implementation-of-the-G20-Recommendations-for-Strengthening-Financial-Stability.pdf>

⁴⁴ FSB ウェブサイト参照

(http://www.financialstabilityboard.org/what-we-do/about-the-compendium-of-standards/key_standards/)

⁴⁵ http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Adoption-and-copyright/Documents/Adoption_Guide_IFRS_Foundation-Nov-13.pdf で入手可能。

付録 D

評議員会の権限と職務

定款第 13 条

第13条 評議員会は、次に定める事項を遂行しなければならない。

- (a) 適切な資金の手配及び維持に責任を負う。
- (b) 評議員会の運営手続を設定又は修正する。
- (c) IFRS 財団が活動するための法的実体を決定する。ただし、当該法的実体はメンバーに対し有限責任しか負わせない財団又はその他の団体組織とし、当該法的実体を設立する法的文書には、本定款に規定された条項と同様の規定を盛り込まなければならない。
- (d) IFRS 財団の所在地について、法律的基础及び運営地域の双方を考慮して、適切な時期に再検討する。
- (e) IFRS 財団が公益団体あるいは類似の資格を有することが資金調達に資するような国において、これらの資格を得る可能性を検討する。
- (f) 会議は一般公開とする。しかし、一定の議論（通常は、選出、任命及びその他の人事案件、及び資金調達に関するものに限る）については、裁量により非公開で開催することもできる。
- (g) 監査済財務諸表及び翌年度の優先事項等が記載された IFRS 財団の事業活動に関する年次報告書を発行する。

定款第 15 条

第15条 上記の職務に加えて、評議員会は次のことを行わなければならない。

- (a) IASB メンバーを任命し、その職務契約を締結し、業務の遂行基準を定める。
- (b) IASB 議長と協議してエグゼクティブ・ディレクターを任命し、その勤務契約及び業績評価基準を設定する。
- (c) IFRS 解釈指針委員会（解釈指針委員会）及び IFRS 諮問会議（諮問会議）のメンバーを任命する。
- (d) IASB の議題の決定はしないが、それを検討することを含め、IFRS 財団及び IASB の戦略とその有効性を毎年、検証する。
- (e) IFRS 財団の予算を毎年、承認し、資金調達の基準を決定する。
- (f) 財務報告基準に影響を与える幅広い戦略的事項を検証し、IFRS 財団及びその作業を促進し、IFRS の厳格な適用という目的を推進する。ただし、評議員会は財務報告基準に関する専門的な事項には関与できないものとする。
- (g) IASB、解釈指針委員会及び諮問会議の業務手続、協議に関する取決め及びデュー・プロセスを設定し、改訂する。
- (h) (g)に定められている業務手続、協議に関する取決め及びデュー・プロセスの遵守状況を検証する。
- (i) 諮問会議との協議及びパブリック・コメントを求める公開草案の公表を含むデュー・プロセスを踏んだ後、第14条に定められる投票に関する規定に従って、本定款への改訂を承認する。
- (j) IASB、解釈指針委員会及び諮問会議に明確に留保された権限を除いて、IFRS 財団のすべての権限を行使する。
- (k) IFRS 財団の目的に整合する教育プログラムと教材の開発を促進し、その内容を検証する。

付録 E

IFRS 諮問会議

- E1. 定款（第44条から第46条）は、諮問会議を設けることを要求している。これは、国際財務報告に関心を有し、多様な地域的及び職業的背景を有する組織及び個人が参加するための討議の場を提供するもので、以下を目的としている。
- (a) IASB の作業について、議題の決定及びその優先順位について IASB に助言を与える。
 - (b) 主要な基準設定プロジェクトについて諮問会議に属する組織及び個人の意見を IASB に伝える。
 - (c) IASB 又は評議員会にその他の助言を与える。
- E2. 諮問会議は、通常、公開で少なくとも年 3 回会合しなければならない。定款によれば、主要なプロジェクトについての IASB の決定の前に、IASB は諮問会議に協議しなければならないが、定款の変更の提案の前には、評議員会は諮問会議に協議しなければならないと定めている。
- E3. 諮問会議は、3 年の再選可能な任期で任命された、多様な地域的及び職業的背景を有する 30 名以上のメンバーで構成される。
- E4. 評議員会は、前回、第 2 回の定款レビュー（2010 年前半に完了）の一環として、当時の基準諮問会議（SAC）の有効性及び運営に関する意見を求めた。その時点では、SAC の再編成が 2009 年 1 月に行われたことが留意された。それには、地理的背景と職業的背景が異なる独立の議長及び 2 名の副議長を設けること、世界中の主要な利害関係者グループを反映したメンバー構成、追加的なスタッフ資源の提供、IASB と評議員会に対するより効果的なガイダンスを確保することに焦点を当てた会議ペーパー及びアジェンダが含まれていた。その結果、それ以上の変更を行うのは時期尚早であろうという見解が採用され、諮問会議の有効性はその後 2010 年に見直すべきであるという決定が行われた。
- E5. 諮問会議は、2010 年後半から 2011 年前半にかけて、自らの実績の自己レビューを実施した。そのレビューの結果、諮問会議は次のことを行った。
- (a) 活動の焦点を変更して、IASB のアジェンダに対して、主として中長期的な論点について、専門的ではなくより戦略的な助言を与えるようになった。また、IASB のプロセス及び手続に関するより明確に定義された役割を担うようになった。諮問会議は、評議員会への助言の役割をもっと持つべきであるとも提案した。
 - (b) IASB のアジェンダ設定プロセスについて助言を提供する方法を改善して有効性を高める方法を提案した。
 - (c) 諮問会議の専門性を最もよく利用できる方法を提案した（会議中の小グループ（ブレイクアウト・セッション）の使用の拡大を含む）。
 - (d) 諮問会議のコミュニケーション全般の改善を提案した（諮問会議のイメージ向上を含む）。
- E6. 諮問会議は、2013 年中に自らの実績の追加的な自己レビューを行い、そこでは一般的に、前述の過去のレビューと比べて、メンバーからのより肯定的な結果が示された。とは言え、いくつかの追加的な改善の提案が示された。

- (a) 諮問会議の重点をより戦略的な事項に移すことについて、諮問会議は基準設定に関連する新規の論点又は生じつつある論点をもっとプロアクティブに識別すべきであることにメンバーは同意した。とりわけ、財務報告を超えた企業報告の動向や、将来の財務報告に影響する可能性が高い論点についての、モニタリングと議論の改善を行うべきであることに同意した。諮問会議は、こうしたプロアクティブなアプローチを採用しており、こうした論点をアジェンダにおいて定期的に議論している。
- (b) 諮問会議のメンバーは、彼らの活動と会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) の活動との間の明確な線引きも求めた。評議員会は、線引きは明確であると考えており、この見解を、最近完了した ASAF のレビューの中で確認した。
- (c) その時点で、諮問会議の取決め事項は、諮問会議の主たる目的は IASB と評議員会に助言を提供することであると規定していたが、IFRS の促進及びアドプションにおいて IASB を支援するという副次的な目的も記載していた。諮問会議は、メンバーが現在ではおおむね組織（その全部が IFRS の使用を明示的に「促進」することを自らの権限に含まれると考えているわけではない）を代表する資格で任命されていることから、この副次的な目的の妥当性を疑問視し、このような目的が独立した偏りのない機関にとって適切かどうかを疑問視した。これを踏まえて、2014 年 6 月の会議で、評議員会は、取決め事項を副次的な目的に関して修正して、焦点を IFRS の促進及びアドプションから諮問会議が IFRS の開発への幅広い参加を促進することに移すという諮問会議からの提案を検討し、承認した。
- (d) 諮問会議は、コミュニケーション及び連携の活動を拡充することに熱心である。諮問会議の 2014 年 6 月会議で、メンバーは彼ら自身のネットワークを使用して、当財団と IASB の業務へのより幅広い関与及び理解を促進するとともに、評議員会、IASB 及びスタッフが諮問会議のメンバーにもっと多く接触して国際的なネットワークのパワーを結集することを推奨することに合意した。

E7. 諮問会議は大規模な機関であり、49 名のメンバー（そのうちの 1 つは、証券監督者国際機構 (IOSCO) のためのものであるが、2 名のメンバーの間での議席交替制となっている）と 3 名のオブザーバーで構成されている。とは言え、メンバー構成については、2013 年の自己レビューでは、メンバーの過半数が、この機関の現行のメンバー数とバランスはおおむね適切であるという見解を示したが、メンバーのバランスを維持する必要性は、地域及び職業を代表する観点を含めて、引き続き焦点を当てるべき領域とすべきであると感じていた。諮問会議の 2015 年のメンバーの代表状況を示す表を次に示している。性別に関しては、2015 年のメンバー（2 名の IOSCO 代表を含む）のうち、34 名（68%）が男性で、16 名（32%）が女性である。

E8. 評議員会は、当財団と IASB の業務への諮問会議の貢献を高く評価しており、2013 年の自己レビューの結果が、諮問会議が効率的かつ効果的に運営されているとメンバーが考えていることを明らかにしたことに満足した。これは評議員会の見解と一致している。

IFRS 諮問会議：メンバーの分布（2015年）

職業的な利害関係者の分布

区 分	人数	%
作成者	12	24
証券又は業界の規制当局	11	22
利用者（投資家・アナリスト）	7	14
基準設定主体	7	14
監査人	6	12
会計士団体	3	6
学者	3	6

地理的分布

地 域	人数	%
国際機関	19	39
欧州	13	27
アジア・オセアニア	10	20
北米	4	8
南米	2	4
アフリカ	1	2

地理的分布（国際機関の代表者を各地域に再配分）

地 域	人数	%
欧州	22	45
北米	12	24
アジア・オセアニア	11	22
アフリカ	2	4
南米	2	4